【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月22日

【中間会計期間】 第4期中(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

【会社名】 三井鉱山株式会社

 【英訳名】
 MITSUI MINING COMPANY, LIMITED

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長
 山保
 太郎

 【本店の所在の場所】
 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

【電話番号】 東京 03(5560)1311

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 伊藤 親治

【最寄りの連絡場所】東京都江東区豊洲三丁目3番3号【電話番号】東京 03(5560)1311

【事務連絡者氏名】 経理部会計グループリーダー 伊藤 親治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(百万円)	94,920	86,627	89,689	194,584	179,457
経常利益(百万円)	5,787	7,136	463	13,206	11,042
中間(当期)純利益(は中間純損 失)(百万円)	5,001	3,217	3,252	11,302	224
純資産額(百万円)	18,307	21,526	28,196	24,722	24,913
総資産額(百万円)	139,045	136,138	161,387	137,768	152,925
1株当たり純資産額(円)	117.82	97.55	4.76	77.40	9.06
1株当たり中間(当期)純利益金額 (は1株当たり中間純損失金額) (円)	31.52	20.28	14.13	71.24	1.23
潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益金額(円)	11.80	-	7.68	26.68	0.60
自己資本比率(%)	13.2	15.8	17.4	17.9	16.3
営業活動によるキャッシュ・フロ ー(百万円)	2,876	1,739	2,421	11,186	8,562
投資活動によるキャッシュ・フロ ー(百万円)	3,340	3,502	6,269	2,649	16,337
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	4,030	2,090	4,104	11,540	7,462
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高(百万円)	5,057	6,913	6,572	6,548	6,303
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	1,793 [-]	1,723 [351]	1,705 [374]	1,765 [328]	1,714 [352]

- (注)1.上記の金額には消費税等は含まれていない。
 - 2.第4期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対 照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している
 - 3.第3期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式はあるものの1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。
 - 4.第2期中の平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載していない。

(2)提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(百万円)	68,919	63,910	66,541	143,133	130,014
経常利益(は経常損失)(百万 円)	4,969	6,355	334	10,746	8,609
中間(当期)純利益(は中間純損 失)(百万円)	3,864	1,454	3,199	8,513	1,101
資本金(百万円)	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
発行済株式総数(千株) 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	159,082 40,000 40,000 68,000	159,082 40,000 40,000 68,000	230,716 - 40,000 68,000	159,082 40,000 40,000 68,000	230,716 - 40,000 68,000
純資産額(百万円)	17,545	20,821	26,466	22,188	23,329
総資産額(百万円)	114,823	114,568	139,249	113,760	131,852
1株当たり純資産額(円)	122.62	101.99	2.32	93.37	15.94
1株当たり中間(当期)純利益金額 (は1株当たり中間純損失金額) (円)	24.36	9.17	13.89	53.66	6.05
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額(円)	9.12	-	7.55	20.09	2.93
1株当たり配当額(円) 普通株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式	- - -				- - -
自己資本比率(%)	15.3	18.2	19.0	19.5	17.7
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	511 [-]	594 [-]	642 [-]	523 [-]	611 [-]

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれていない。
 - 2.第4期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対 照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。
 - 3.第3期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式はあるものの1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。
 - 4.第2期の従業員数は、期末退職者77人を含めて記載している。
 - 5.第3期中の従業員数は、前期末退職者77人を除外したことによる減少があったものの、サンケミカル株式会社を吸収合併したことによる増加122人および新規採用等により、第2期に比べ71人増加している。
 - 6. 平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載していない。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

なお、当中間連結会計期間より事業の種類別セグメントを変更している。変更の内容については、「第5 経理の 状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりである。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

(注)連結の範囲から除いた会社の平成18年9月末時点での重要な債務超過の額

三井石炭鉱業(株)

118,334百万円 (帳簿価額)

当該債務超過額のうち、当社の負担すべき金額は全額引当済みである。

なお、同社は、平成18年12月15日に解散決議し、現在清算中である。

また、同社は特定子会社に該当する。

4【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (人)	
石炭・コークス関連事業	436 [22]	
石油関連事業	14 [-]	
総合エンジニアリング事業	501 [61]	
その他事業	678 [290]	
全社(共通)	76 [1]	
合計	1,705 [374]	

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループ外からの出向受入社員を含め、当社グループ外への出向社員、組合専従者および休職者を含めない)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パート等直接給与等を支払っている者)は当中間連結会計期間平均人員を[] 外数で記載している。
 - 2.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものである。

(2)提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数 (人)	642 [-]

(注)従業員数は就業人員(社外からの出向受入社員を含め、社外への出向社員、組合専従者および休職者を含めない)である。なお、臨時雇用者数(アルバイト、パート等直接給与等を支払っている者)は、従業員数の100分の10未満であるため記載していない。

(3)労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費の伸びは鈍化したものの、企業収益の改善や、設備投資の増加により、景気は回復を続けてきた。

このような状況のもと、当社グループ(当社および連結子会社)は、原価の低減や経費の圧縮など経営全般に わたる合理化・効率化を推し進めるとともに、総力をあげて営業活動を展開し、また、非事業用の不動産の処分 も引続き積極的に行った。また、当中間連結会計期間より、各営業部門のシナジー効果などを再検証し事業本部 の見直しを実施し、経営の更なる効率化を図った。

この結果、当社グループの当中間連結会計期間の業績は、石炭およびコークスの販売量の増加などにより、売上高は896億8千9百万円と前中間連結会計期間に比べ30億6千1百万円の増収となったものの、利益面では、当社グループの主力事業であるコークス部門において、前中間連結会計期間は世界的な素材価格の高騰に伴う販売価格上昇により好調に推移した一方、当中間連結会計期間は前連結会計年度に調達した値下がり前のコークス用原料炭在庫の使用により製造原価が増加し、市況軟化と相まって大幅な減益となり、営業利益は11億9千1百万円と前中間連結会計期間に比べ64億4千3百万円の減益となった。さらに借入金の増加や金利上昇に伴う支払利息の増加等もあり、経常利益は4億6千3百万円と前中間連結会計期間に比べ66億7千3百万円の減益となった。しかしながら、法人税等調整額23億2千1百万円を計上したことなどにより、32億5千2百万円の中間純利益(前中間連結会計期間は32億1千7百万円の中間純損失)となった。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

石炭・コークス関連事業

石炭部門において、前中間連結会計期間が需要家の在庫調整局面であったことや、当中間連結会計期間の電力会社向の拡販等で販売量が増加したことなどにより、また、コークス部門において、休止コークス炉の再稼働に伴う供給能力増強により販売数量が増加したことなどにより、売上高は487億8千6百万円(前年同期比15.2%増)となったものの、利益面では、コークスの市況軟化に加え、前連結会計年度に調達した値下がり前のコークス用原料炭在庫の使用により製造原価が増加したことなどにより、営業利益は18億5千7百万円(前年同期比78.8%減)となった。

石油関連事業

石油関連事業については、原油価格の高止まりの状況下、販売価格が高値で推移したため需要家の消費は落込み、また、採算性を重視した営業を展開した結果、売上高は231億6千2百万円(前年同期比4.6%減)、営業利益は3千3百万円(前年同期比54.3%減)となった。

総合エンジニアリング事業

化工機部門やセラミック部門において、IT産業の活発な設備投資を背景に受注が好調に推移したことなどにより、売上高は107億4千8百万円(前年同期比35.1%増)となり、営業利益は11億1千7百万円(前年同期比65.7%増)となった。

その他事業

その他事業については、建設資材仕入販売事業からの撤退の影響などにより、売上高は69億9千1百万円 (前年同期比41.9%減)、営業利益は1億1千4百万円(前年同期比54.8%減)となった。

(注)当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間 連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っている。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

日本

日本については、石炭およびコークスの販売量の増加などにより、売上高は753億4千6百万円(前年同期比8.0%増)となったものの、利益面では、コークスの市況軟化に加え、前連結会計年度に調達した値下がり前のコークス用原料炭在庫の使用により製造原価が増加したことなどにより、営業利益は30億4千9百万円(前年同期比68.1%減)となった。

アジア

アジアについては、原油価格の高止まりの状況下、採算性を重視した営業を展開した結果、売上高は140億8百万円(前年同期比15.3%減)となり、営業利益は2千6百万円(前年同期比62.0%減)となった。 オセアニア

オセアニアについては、業績は堅調に推移し、売上高は3億3千3百万円(前年同期比9.5%増)、営業利益は6千1百万円(前年同期比17.2%減)となった。

(2)キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により24億2千1百万円増加し、投資活動により62億6千9百万円減少し、財務活動により41億4百万円増加した。この結果、当中間連結会計期間末における資金は、前連結会計年度末に比べ2億6千8百万円増加の65億7千2百万円となった。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、24億2千1百万円(前年同期比39.3%増)となった。

これは主に、税金等調整前中間純利益12億7千9百万円、減価償却費15億6千2百万円、仕入債務の増加額21億7千8百万円、のれん償却額10億円に対して、その他営業資産の増加額24億1千万円、利息の支払額8億9千6百万円があったことによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、62億6千9百万円(前年同期比79.0%増)となった。

これは主に、固定資産の売却による収入10億7千7百万円、定期預金の払戻による収入7億5千万円があったものの、固定資産の取得による支出68億3千6百万円、定期預金の預入による支出8億5千1百万円、貸付けによる支出5億4千8百万円があったことによるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、41億4百万円(前年同期比96.4%増)となった。 これは主に、借入金の増加によるものである。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
石炭・コークス関連事業	23,742	135.1
総合エンジニアリング事業	1,385	92.3
合計	25,128	131.7

- (注)1,金額は、生産原価によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっている。
 - 2.上記金額には、消費税等は含まれていない。
 - 3.石炭・コークス関連事業において、当社北九州事業所の休止コークス炉再築炉工事が平成18年5月に完工し、同年同月より再稼働している。これにより、同事業所のコークス生産能力は、約30%増加した。
 - 4. 当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っている。

(2)受注状况

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
総合エンジニアリング事業	5,555	99.2	5,078	96.7
その他事業	4,617	104.5	5,180	98.6
合計	10,173	101.6	10,259	97.6

- (注)1.セグメント間の取引については、相殺消去している。
 - 2. 上記金額には、消費税等は含まれていない。
 - 3.当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っている。

(3)販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	販売高 (百万円)	前年同期比(%)	
石炭・コークス関連事業	48,786	115.2	
石油関連事業	23,162	95.4	
総合エンジニアリング事業	10,748	135.1	
その他事業	6,991	58.1	
合計	89,689	103.5	

- (注)1.金額は販売価格に基づき、セグメント間の取引については相殺消去している。
 - 2. 当中間連結会計期間から事業の種類別セグメントを変更したため、前年同期比較にあたっては前中間連結会計期間分を変更後の区分に組替えて行っている。
 - 3. 当中間連結会計期間における主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)			
	金額 (百万円)	割合(%)		
新日本製鐵株式会社	11,222	12.5		

前中間連結会計期間は、相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合が全て100分の10未満であるため、主要な販売先の記載を省略している。

4. 上記金額には、消費税等は含まれていない。

3【対処すべき課題】

当社グループは、平成17年9月に策定した平成17年度から平成20年度を対象期間とする4ヵ年の中期経営計画に基づき、更なる企業価値の向上を目指し、コア事業(石炭・コークス)への経営資源の集中、新規事業の早期事業化、利用計画のない資産の処分と借入金削減による更なる財務体質の健全化と株主の皆様への利益還元を目指してゆく。

石炭・コークス関連事業については、石炭部門において、当社海外事務所等の海外ネットワークの活用により供給ソースを多様化し、中国をはじめとする海外サプライヤーとの友好関係を引続き維持・発展させつつ、需要家のニーズにあった安定供給に注力し、シェアの拡大を図ってゆく。また、石炭の資源開発から石炭灰のリサイクルまでの機能を生かしたソリューションビジネスの強化により、中期経営計画最終年度の目標である輸入炭販売量年間850万トンを目指してゆく。また、コークス部門において、当社北九州事業所において約130億円を投じた休止中のコークス炉再稼働工事が平成18年5月に竣工し、コークス生産能力は年間160万トンから210万トンへ増強された。これにより増産するコークスは、長期契約により新日本製鐵株式会社へ供給してゆく。また、省エネルギーと生産性向上に寄与する石炭調湿設備も当中間連結会計期間より稼働しており、本格稼働間近なCDQ発電設備とともに製造原価の大幅な削減を図り、当社グループのコア事業として長期的かつ安定的な収益体制の強化を推し進める。

なお、平成18年10月1日をもって、当社は、当社の石炭・コークスの荷役を行っていた連結子会社である三井西日本埠頭株式会社を吸収合併しており、原料の荷役から製品の積出しまでの一元管理により、更なる効率化を図ってゆく。

石油関連事業については、引続き仕入方法と取引内容の多様化を図り、採算性と効率性を重視した事業展開を推し 進めてゆく。

総合エンジニアリング事業については、化工機部門において、長年の販売実績によるブランド力・技術力を生かした新規分野への進出を図るとともに、中国・台湾ほかアジアへの営業展開を一層強化してゆく。また、環境浄化用触媒担体等として優れた効果が期待できるNSA(ナノ構造アルミナ)の製造パイロットプラントを当社北九州事業所内に建設中であり、早期の事業化を推し進め、新たな収益基盤の確立を目指す。

その他事業については、運輸部門において、平成18年4月に、運輸事業の拠点である三池港(福岡県大牟田市)と 国際的なハブ港である釜山港(韓国)を結ぶコンテナ船定期航路が就航し、これによる新規貨物の取扱いを増加すべ く積極的な営業を推し進め、石炭貨物依存体質からの脱却を図ってゆく。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はない。

5【研究開発活動】

当社グループ(当社および連結子会社)は、総合エンジニアリング事業における化工機事業分野、セラミック事業分野および新規事業分野を主体に、製品の高度化と新製品・新技術の開発に取組んでいる。

化工機事業分野においては、ナノオーダーレベルの超微粉砕が可能なMSCミルの研究機関向けラボ機を新規に上市したほか、メカニカルアロイングマシン等の開発を進めている。

セラミック事業分野においては、半導体ウエハの回路検査装置の部品用素材として次期主力となることが期待される高強度・低熱膨張のマセライト(マシナブルセラミックス)等の新素材の開発を進めている。

新規事業分野においては、環境浄化用触媒担体等として優れた効果が期待できるNSA(ナノ構造アルミナ)の開発を進め、当社北九州事業所に製造パイロットプラントを建設し、試運転中である。また、電池材料として、ハイブリッド自動車等を主用途とするキャパシタ用新奇炭素材やリチウムイオン電池用炭素材の開発を進めている。

なお、当中間連結会計期間に支出した研究開発費の総額は、1億8千6百万円である。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、改修について完了したものは、次のとおりである。

新設

当社において、前連結会計年度末に計画していた北九州事業所のコークス製造設備への石炭調湿設備の新設については、平成18年4月に完工し、同年同月より稼働している。

この新設は省エネルギーと生産性向上を図ったものであり、生産能力に影響はない。

改修

当社において、前連結会計年度末に計画していた北九州事業所のコークス製造設備の休止コークス炉再築炉工事については、平成18年5月に完工し、同年同月より再稼働している。

これにより、同事業所のコークス生産能力は、約30%増加した。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類		発行可能株式総数(株)	
普通株式		1,080,000,000	
/百 /+ ·++ -+	B種優先株式	40,000,000	
優先株式 	C 種優先株式	68,000,000	
計		1,188,000,000	

【発行済株式】

種類		中間会計期間末現在発 行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月22日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月22日) 上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	
普	普通株式	1 230,716,213	1 230,716,213	東京証券取引所 市場第一部	-
優先株式	B種優先株式	40,000,000	40,000,000	-	2
C種優先株式		68,000,000	68,000,000	-	3
	計	338,716,213	338,716,213	-	-

- (注) 1:普通株式のうち82,644,628株は、債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ 9,999百万円)によって 発行されたものである。また、普通株式のうち71,633,237株は、債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ 10,000百万円)によって発行されたA種優先株式40,000,000株が普通株式に転換したものである。
 - 2:B種優先株式の内容

(1)優先株主配当

優先配当の額

イ.B種優先株式につき普通株式に優先して支払われる定款第43条に基づく1株当たりの期末配当(以下「B種優先配当」という。)の額は、平成16年3月31日に終了する事業年度まで無配とする。

平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、1株当たり、B種優先株式の払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに下記口.に定める年率(以下「B種配当年率」という。)を乗じて算出した額を支払う。但し、計算結果が25円を超える場合は、B種優先配当は25円とする。

- 口.B種配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 - B種配当年率 = 日本円TIBOR(6か月物)+1.00%
 - B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - ・年率修正日とは、平成17年4月1日以降の毎年4月1日とする。
 - ・日本円TIBOR(6か月物)とは、平成16年4月1日又は各年率修正日(当日が銀行休業日の場合は 直前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとする。
 - ・優先配当決定基準日において日本円TIBOR(6か月物)が公表されていなければ、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。

優先中間配当

当会社は、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)及びB種優先株主の登録株式質権者(以下「B種登録質権者」という。)に対し中間配当を行わない。

非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主及びB種登録質権者に対して支払う剰余金の配当額がB種優先配当の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

B種優先株主及びB種登録質権者に対しては、B種優先配当を超えて剰余金の配当は行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する資本金の額の全部若しくは一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する準備金の額の全部若しくは一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、当会社がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

(2)残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、B種優先株主及びB種登録質権者に対し、普通株式を有する株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、1株当たり250円を支払う。

B 種優先株主及び B 種登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3)議決権

B 種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(4)金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主及びB種登録質権者は、平成20年から平成32年までの毎年7月1日から7月31日までの期間 (以下本項において「金銭を対価とする取得請求可能期間」という。)において、当会社の毎年6月末日現在 における会社法に規定する分配可能額が30億円を超えている場合、当該超過額の50%を限度として、B種優先株式の全部又は一部について、金銭を対価とする取得請求をすることができ、当会社は、金銭を対価とする取得請求可能期間満了の日から1か月以内に定款の定めに従い、当該請求を受けたB種優先株式の取得手続を行うものとする。

前号の限度額を超えてB種優先株主、B種登録質権者、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)及びC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種登録質権者」という。)から金銭を対価とする取得請求があった場合、その順位は、B種優先株主及びB種登録質権者がC種優先株主及びC種登録質権者に優先し、かつ、金銭を対価とする取得請求可能期間経過後において実施する抽選により決定する。

当会社は、B種優先株主及びB種登録質権者に対し、取得の対価として、払込金額相当額の金銭を交付する ものとする。

(5)普通株式を対価とする取得請求権

行使期間

平成21年4月1日から平成33年3月31日まで

取得条件

B種優先株主は、次の条件でB種優先株式の全部又は一部について、当会社の普通株式を対価とする取得を請求することができる。

本号における「時価」とは、普通株式を対価とする取得価額(以下本号において「取得価額」という。)の 算定の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株 式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小 数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、当会社の普通株式が取得価額の算定 の基準となる日に先立って株式会社東京証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上 場廃止の日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通 取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位 まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をもって、当会社の時価とみなす。

イ. 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年7月1日における時価(139円60銭)とする。

口.取得価額の修正

取得価額は、平成22年4月1日以降平成32年4月1日までの毎年4月1日(以下それぞれ本号において「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降翌年の取得価額修正日の前日(又は普通株式を対価とする取得請求権行使期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。

但し、当該時価が当初取得価額の60%(以下「B種優先株式下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額はB種優先株式下限取得価額とする。また、当該時価が当初取得価額の150%(以下「B種優先株式上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額はB種優先株式上限取得価額とする。また、取得価額が下記八.により調整された場合には、B種優先株式上限取得価額及びB種優先株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

八.取得価額の調整

a. B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額は下記算式(以下本号において「取得価額調整式」という。)により計算される取得価額に調整される。調整後取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

 新規発行又は 1株当たりの

 調整後 調整前 取得価額 × 取得価額
 普通株式数 1株当たり時価

 取得価額 × 大分普通株式数 1株当たり時価

 販発行普通株式数 + 新規発行又は処分普通株式数

取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(但し、下記 乃至 の場合を除く。)

調整後取得価額は、払込の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用 する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。但し、会社法に定める分配可能額から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とするときは、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但書において株式の分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした 株主総会の終結の日までに普通株式を対価とする取得請求をなした者に対しては、次の算出方式によ り、当会社の普通株式を新たに発行する。

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

取得価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって当会社の普通株式を対価とする取得請求権付株式 又は取得条項付株式を発行する場合

調整後取得価額は、かかる株式の払込日に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行又は 処分される株式全てにおいて当該取得請求権の行使又は取得条項により普通株式が交付されたものとみ なし、その払込の翌日以降、又は基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行 又は処分される株式の取得価額がその払込日又は基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、 取得価額が決定される日に、発行若しくは処分される株式の全てにおいて当該取得請求権の行使又は取 得条項により普通株式が交付されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式の1株当たりの払込金額相当額(会社法第236条に定める新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合を含む)と会社法238条第1項第2号又は第3号に定める新株予約権1個と引換えに払込む金銭の額の合計額をいう。以下同じ。)が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合

調整後取得価額は、かかる新株予約権の発行日に、又は基準日がある場合はその日に、発行される新株 予約権全てが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、又は基準日の翌日以降これを適用す る。但し、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額がその発行日又は基準日におい て確定しない場合、調整後取得価額は、新株予約権の行使金額が決定される日に、発行される全ての新 株予約権の行使がなされたものとみなし、当該金額決定日の翌日以降にこれを適用する。

b.上記a. 乃至 に掲げる場合のほか、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本金の額の減少又は普通株式の併合その他当会社普通株式 数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とする場合 取得価額を調整すべき事由が二以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に当た り使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

- c.取得価額調整式で使用する1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、上記a. 但書の場合には基準日とする。)における時価とする。
- d.取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額 とする。
- e. 取得価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - 上記 a . の取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(但し、上記 a . 乃至 の場合を除く。)には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)
 - 上記a. の株式の分割により普通株式を発行する場合には、0円
 - 上記 a . の取得価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって当会社の普通株式を対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を発行する場合には、当該取得価額
 - 上記 a . の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの払込金額が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの払込金額
- f.取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における当会社の発行済普通株式数(但し、当該新規発行分は含まれない。)から、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(但し、当該新規発行分は含まれない。)から、当該各日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数(但し、上記a. において当会社の有する当会社普通株式数にも株式の分割の効果を及ぼす場合には、かかる控除は行わないものとする。また、当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合には、処分前の数とする。)とする。
- g.取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 二.取得の対価として交付する普通株式数

B種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権行使と引換えに交付する当会社の普通株式数は、次のとおりとする。但し、次の計算式により算出された取得により交付すべき普通株式数が、B種優先株主が普通株式を対価とする取得請求のために提出したB種優先株式の数の10倍を超える場合には、B種優先株主が普通株式を対価とする取得請求のために提出したB種優先株式の数の10倍に相当する数とみなす。

普通株式を対価とする B種優先株主が普通株式を対価とする

取得請求権行使により = 取得請求のために提出したB種優先株 ÷ 取得価額

交付すべき普通株式数 式の払込金額相当額総額

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6)普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に当該取得請求のなかったB種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって当会社が取得する。なお、当会社は取得の対価として、B種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下本項において「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。但し、当会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に一斉取得日が到来した場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をもって、当会社の一斉取得価額とみなす。

前号の平均値がB種優先株式上限取得価額を上回るときは、B種優先株式の1株の払込金額相当額を当該上限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。また、B種優先株式下限取得価額を下回るときは、B種優先株式の1株の払込金額相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前2号における普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める1株に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

第1号及び第2号にかかわらず、同各号により算出された普通株式を対価とする取得条項により交付すべき 普通株式数は、普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に当該取得請求のなかったB種優先株式の数 の10倍を超える場合には、普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に当該取得請求のなかったB種優 先株式の数の10倍に相当する数とみなす。

(7)新株予約権等

当会社は、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当会社は、B種優先株主には募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(8)優先順位

B 種優先株式及び C 種優先株式の優先配当及び残余財産分配の順位は、同順位とする。

(9)上場・非上場の別

上場の予定はない。

3: C種優先株式の内容

(1)優先株主配当

優先配当の額

イ.C種優先株式につき普通株式に優先して支払われる定款第43条に基づく1株当たりの期末配当(以下「C種優先配当」という。)の額は、平成16年3月31日に終了する事業年度まで無配とする。

平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、1株当たり、C種優先株式の払込金額相当額にそれぞれの事業年度ごとに下記口.に定める年率(以下「C種配当年率」という。)を乗じて算出した額を支払う。但し、計算結果が25円を超える場合は、C種優先配当は25円とする。

- 口.C種配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
 - C種配当年率 = 日本円TIBOR(6か月物)+1.50%
 - C種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - ・年率修正日とは、平成17年4月1日以降の毎年4月1日とする。
 - ・日本円TIBOR(6か月物)とは、平成16年4月1日又は各年率修正日(当日が銀行休業日の場合は 直前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)の2時点(以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。)において、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会連合会によって公表される数値の平均値を指すものとする。
 - ・優先配当決定基準日において日本円TIBOR(6か月物)が公表されていなければ、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。

優先中間配当

当会社は、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)及びC種優先株主の登録株式質権者(以下「C種登録質権者」という。)に対し中間配当を行わない。

非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主及びC種登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額がC種優先配当の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

て種優先株主及びて種登録質権者に対しては、て種優先配当を超えて剰余金の配当は行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する資本金の額の全部若しくは一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する準備金の額の全部若しくは一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、当会社がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

(2)残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、C種優先株主及びC種登録質権者に対し、普通株式を有する株主及び 普通株式の登録株式質権者に先立ち、1株当たり250円を支払う。

C種優先株主及びC種登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3)議決権

C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(4)金銭を対価とする取得請求権

C種優先株主及びC種登録質権者は、平成20年から平成35年までの毎年7月1日から7月31日までの期間 (以下本項において「金銭を対価とする取得請求可能期間」という。)において、当会社の毎年6月末日現在 における会社法に規定する分配可能額が30億円を超えている場合、当該超過額の50%を限度として、C種優先株式の全部又は一部について、金銭を対価とする取得請求をすることができ、当会社は、金銭を対価とする取得請求可能期間満了の日から1か月以内に定款の定めに従い、当該請求を受けたC種優先株式の取得手続を行うものとする。

前号の限度額を超えてB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)、B種優先株式の登録 株式質権者(以下「B種登録質権者」という。)、C種優先株主及びC種登録質権者から金銭を対価とする取 得請求があった場合、その順位は、C種優先株主及びC種登録質権者はB種優先株主及びB種登録質権者に劣 後し、かつ、金銭を対価とする取得請求可能期間経過後において実施する抽選により決定する。

当会社は、C種優先株主及びC種登録質権者に対し、取得の対価として、払込金額相当額の金銭を交付するものとする。

(5)普通株式を対価とする取得請求権

行使期間

平成22年4月1日から平成36年3月31日まで。

取得条件

C種優先株主は、次の条件でC種優先株式の全部又は一部について、当会社の普通株式を対価とする取得を請求することができる。

本号における「時価」とは、普通株式を対価とする取得価額(以下本号において「取得価額」という。)の 算定の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株 式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小 数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、当会社の普通株式が取得価額の算定 の基準となる日に先立って株式会社東京証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上 場廃止の日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通 取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位 まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をもって、当会社の時価とみなす。

イ. 当初取得価額

当初取得価額は、平成16年7月1日における時価(139円60銭)とする。

口.取得価額の修正

取得価額は、平成23年4月1日以降平成35年4月1日までの毎年4月1日(以下それぞれ本号において「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降翌年の取得価額修正日の前日(又は普通株式を対価とする取得請求権行使期間の終了日)までの間、当該時価に修正されるものとする。

但し、当該時価が当初取得価額の50%(以下「C種優先株式下限取得価額」という。)を下回るときは、修正後取得価額はC種優先株式下限取得価額とする。また、当該時価が当初取得価額の150%(以下「C種優先株式上限取得価額」という。)を上回るときは、修正後取得価額はC種優先株式上限取得価額とする。また、取得価額が下記八.により調整された場合には、C種優先株式上限取得価額及びC種優先株式下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

八.取得価額の調整

a. C種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額は下記算式(以下本号において「取得価額調整式」という。)により計算される取得価額に調整される。調整後取得価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

 新規発行又は 1株当たりの

 調整後 調整前 取得価額 × 取得価額
 普通株式数 1株当たり時価

 取得価額 × 大分普通株式数 1株当たり時価

 販発行普通株式数 + 新規発行又は処分普通株式数

取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(但し、下記 乃至 の場合を除く。)

調整後取得価額は、払込の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用 する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。但し、会社法に定める分配可能額から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とするときは、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記但書において株式の分割のための基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした 株主総会の終結の日までに普通株式を対価とする取得請求をなした者に対しては、次の算出方式によ り、当会社の普通株式を新たに発行する。

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

取得価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって当会社の普通株式を対価とする取得請求権付株式 又は取得条項付株式を発行する場合

調整後取得価額は、かかる株式の払込日に、又は募集のための基準日がある場合はその日に、発行又は 処分される株式全てにおいて当該取得請求権の行使又は取得条項により普通株式が交付されたものとみ なし、その払込の翌日以降、又は基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。但し、当該発行 又は処分される株式の取得価額がその払込日又は基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、 取得価額が決定される日に、発行若しくは処分される株式の全てにおいて当該取得請求権の行使又は取 得条項により普通株式が交付されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される普通株式の1株当たりの払込金額相当額(会社法第236条に定める新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合を含む)と会社法238条第1項第2号又は第3号に定める新株予約権1個と引換えに払込む金銭の額の合計額をいう。以下同じ。)が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合

調整後取得価額は、かかる新株予約権の発行日に、又は基準日がある場合はその日に、発行される新株 予約権全てが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、又は基準日の翌日以降これを適用す る。但し、新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額がその発行日又は基準日におい て確定しない場合、調整後取得価額は、新株予約権の行使金額が決定される日に、発行される全ての新 株予約権の行使がなされたものとみなし、当該金額決定日の翌日以降にこれを適用する。

b.上記a. 乃至 に掲げる場合のほか、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する取得価額の調整を行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本金の額の減少又は普通株式の併合その他当会社普通株式 数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とする場合 取得価額を調整すべき事由が二以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に当た り使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

- c.取得価額調整式で使用する1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、上記a. 但書の場合には基準日とする。)における時価とする。
- d.取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額 とする。
- e. 取得価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - 上記 a . の取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し又は当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(但し、上記 a . 乃至 の場合を除く。)には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)
 - 上記a. の株式の分割により普通株式を発行する場合には、0円
 - 上記 a . の取得価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって当会社の普通株式を対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を発行する場合には、当該取得価額
 - 上記 a . の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの払込金額が取得価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの払込金額
- f.取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における当会社の発行済普通株式数(但し、当該新規発行分は含まれない。)から、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(但し、当該新規発行分は含まれない。)から、当該各日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数(但し、上記a. において当会社の有する当会社普通株式数にも株式の分割の効果を及ぼす場合には、かかる控除は行わないものとする。また、当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合には、処分前の数とする。)とする。
- g.取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 二.取得の対価として交付する普通株式数

C種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権行使と引換えに交付する当会社の普通株式数は、次のとおりとする。但し、次の計算式により算出された取得により交付すべき普通株式数が、C種優先株主が普通株式を対価とする取得請求のために提出したC種優先株式の数の10倍を超える場合には、C種優先株主が普通株式を対価とする取得請求のために提出したC種優先株式の数の10倍に相当する数とみなす。

普通株式を対価とする C種優先株主が普通株式を対価とする

取得請求権行使により = 取得請求のために提出した C 種優先株 ÷ 取得価額

交付すべき普通株式数 式の払込金額相当額総額

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6)普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に当該取得請求のなかったC種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって当会社が取得する。なお、当会社は取得の対価として、C種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下本項において「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。但し、当会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後に一斉取得日が到来した場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除いた平均値とする。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)をもって、当会社の一斉取得価額とみなす。

前号の平均値が C 種優先株式上限取得価額を上回るときは、 C 種優先株式の 1 株の払込金額相当額を当該上限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。また、 C 種優先株式下限取得価額を下回るときは、 C 種優先株式の 1 株の払込金額相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前2号における普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める1株に満たない端数の処理の規定に準じてこれを取扱う。

第1号及び第2号にかかわらず、同各号により算出された普通株式を対価とする取得条項により交付すべき 普通株式数は、普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に当該取得請求のなかったC種優先株式の数 の10倍を超える場合には、普通株式を対価とする取得を請求し得べき期間中に当該取得請求のなかったC種優 先株式の数の10倍に相当する数とみなす。

(7)新株予約権等

当会社は、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当会社は、C種優先株主には募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(8)優先順位

B 種優先株式及び C 種優先株式の優先配当及び残余財産分配の順位は、同順位とする。

(9)上場・非上場の別

上場の予定はない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数	発行済株式総数	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増減	資本準備金残高
	増減数(株)	残高(株)	(百万円)	(百万円)	額(百万円)	(百万円)
平成18年4月1日~ 平成18年9月30日	-	338,716,213	-	7,000	-	6,845

(4) 【大株主の状況】 普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムビーシープリンシ パル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-1	43,301,783	18.76
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町2-6-3	29,811,977	12.92
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	29,811,977	12.92
株式会社神戸製鋼所	兵庫県神戸市中央区脇浜町2-10-26	9,228,500	3.99
日新製鋼株式会社	東京都千代田区丸の内3-4-1	4,614,000	1.99
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	3,791,250	1.64
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	3,772,181	1.63
株式会社商船三井	大阪府大阪市北区中之島3-6-32	2,513,000	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,431,000	1.05
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町1-2-3	2,424,000	1.05
計		131,699,668	57.08

(注)上記所有株式のうち、信託業務に係る株式は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社2,431,000株である。

B種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	40,000,000	100.00

C種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	68,000,000	100.00

(5) 【議決権の状況】 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 40,000,0 C種優先株式 68,000,0		普通株式転換予約権付無 議決権優先株式 (「(1)株式の総数等 発行済株式」の「内容」 の記載を参照)
議決権制限株式(自己株式等)			-
議決権制限株式(その他)			-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 472,0	- 0	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,739,5	0 459,479	-
単元未満株式	普通株式 504,7	3 -	1 単元 (500株) 未満の 株式
発行済株式総数	338,716,2	3 -	-
総株主の議決権		- 459,479	-

(注)上記「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式64,000株が含まれている。また、 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数128個が含まれている。

【自己株式等】

a . 普通株式

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式)					
三井鉱山株式会社	東京都江東区豊洲 3 - 3 - 3	472,000	-	472,000	0.20
計	-	472,000	-	472,000	0.20

b.優先株式 該当事項はない。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	平成18年5月	平成18年6月	平成18年7月	平成18年8月	平成18年9月
最高(円)	308	277	278	262	238	224
最低(円)	268	222	183	195	201	191

⁽注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5【経理の状況】

- 1.中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第 24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。 以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2.監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)および当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)および当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けている。

1【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	
(資産の部)											
流動資産											
1 現金及び預金	2		8,107			7,800			7,417		
2 受取手形	2 8		1,421			3,362			1,904		
3 売掛金	5		17,635			13,848			15,824		
4 たな卸資産	2		24,953			24,339			24,708		
5 繰延税金資産			2,994			3,367			3,325		
6 短期貸付金			110			32			124		
7 預け金	2		-			1,560			-		
8 その他	5		1,969			2,802			1,974		
貸倒引当金			1,053			454			802]	
流動資産合計			56,139	41.2		56,659	35.1		54,477	35.6	
固定資産											
1 有形固定資産											
(1)建物及び構築物	1 2	8,726			8,999			8,414			
(2)機械装置及び運搬 具	1 2	9,853			24,352			11,118			
(3)土地	2	37,605			50,592			50,862			
(4)建設仮勘定		9,713			-			12,894			
(5)その他	1 2	317	66,216	48.7	4,732	88,676	54.9	386	83,675	54.7	
2 無形固定資産											
(1)営業権		5,000			-			4,000			
(2)のれん		-			3,000			-			
(3)その他		614	5,614	4.1	494	3,494	2.2	585	4,585	3.0	
3 投資その他の資産											
(1)投資有価証券	2 5	1,559			3,373			3,413			
(2)長期貸付金	5	55,584			49,209			48,680			
(3)繰延税金資産		-			4,386			2,142			
(4)長期未収入金	5	13,370			9,938			10,036			
(5)その他	2	5,647			3,275			3,205			
貸倒引当金	5	67,993	8,167	6.0	57,624	12,557	7.8	57,291	10,186	6.7	
固定資産合計			79,999	58.8		104,728	64.9		98,447	64.4	
資産合計			136,138	100.0		161,387	100.0		152,925	100.0	
										<u> </u>	

			前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
流動負債										
1 支払手形	8		6,289			4,189			6,525	
2 買掛金			14,868			17,229			12,759	
3 短期借入金	2		14,813			17,219			11,647	
4 一年内償還の社債			200			8			-	
5 未払法人税等			470			498			512	
6 賞与引当金			909			966			1,015	
7 事業休止損失引当 金			1,133			-			-	
8 関係会社整理損失 引当金			555			6,794			7,405	
9 環境整備引当金			1,517			1,486			1,498	
10 事業撤退損失引当 金			-			434			516	
11 その他	2		8,993			11,316			11,604	
流動負債合計			49,751	36.5		60,142	37.3		53,485	35.0
固定負債										
1 社債			340			524			540	
2 長期借入金	2		59,272			67,323			68,719	
3 繰延税金負債			8			3			63	
4 退職給付引当金			4,608			4,748			4,599	
5 その他			540			449			501	
固定負債合計			64,769	47.6		73,048	45.2		74,424	48.6
負債合計			114,520	84.1		133,191	82.5		127,909	83.6
(少数株主持分)										
少数株主持分			91	0.1		-	-		102	0.1
(資本の部)										
資本金			7,000	5.1		-	-		7,000	4.6
資本剰余金			6,845	5.0		-	-		6,845	4.5
利益剰余金			7,778	5.7		-	-		11,221	7.3
その他有価証券評価 差額金			128	0.1		-	-		92	0.1
為替換算調整勘定			150	0.1		-	-		167	0.1
自己株式			76	0.0		-	-		78	0.1
資本合計			21,526	15.8		-	-		24,913	16.3
負債、少数株主持分 及び資本合計			136,138	100.0		-	-		152,925	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(純資産の部)										
株主資本										
1 資本金			-	-		7,000	4.3		-	-
2 資本剰余金			-	-		6,846	4.2		-	-
3 利益剰余金			-	-		14,474	9.0		-	-
4 自己株式			-	-		80	0.0		-	-
株主資本合計			-	-		28,239	17.5		-	-
評価・換算差額等										
1 その他有価証券評 価差額金			-	-		57	0.0		-	-
2 繰延ヘッジ損益			-	-		44	0.0		-	-
3 為替換算調整勘定			-	-		156	0.0		-	-
評価・換算差額等合 計			-	-		144	0.0		-	-
少数株主持分			-	-		101	0.0		-	-
純資産合計			-	-		28,196	17.5		-	-
負債純資産合計			-	-		161,387	100.0		-	-

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比(%)
売上高			86,627	100.0		89,689	100.0		179,457	100.0
売上原価			72,356	83.5		82,407	91.9		152,816	85.2
売上総利益			14,271	16.5		7,281	8.1		26,640	14.8
販売費及び一般管理 費	1		6,636	7.7		6,089	6.8		12,955	7.2
営業利益			7,634	8.8		1,191	1.3		13,684	7.6
営業外収益										
1 受取利息		39			38			72		
2 受取配当金		37			19			51		
3 固定資産賃貸料		54			77			106		
4 為替差益		72			177			-		
5 その他		52	256	0.3	121	433	0.5	110	341	0.2
営業外費用										
1 支払利息		538		ļ	906			1,118		
2 その他		216	755	0.9	255	1,162	1.3	1,865	2,983	1.6
経常利益			7,136	8.2		463	0.5		11,042	6.2
特別利益										
1 関係会社貸倒引当 金等取崩益		1,084			353			1,134		
2 固定資産売却益	2	501			756			1,390		
3 投資有価証券売却 益		443			-			566		
4 その他		384	2,413	2.8	149	1,259	1.4	1,134	4,226	2.3
特別損失										
1 固定資産売却損	3	-			106			589		
2 固定資産除却損	4	-			91			382		
3 減損損失	5	5,401			178			6,364		
4 関係会社貸倒引当 金等繰入額		4,918			-			4,918		
5 環境整備費用		1,517		ļ	-			1,520		
6 その他		3,174	15,010	17.3	66	443	0.5	3,641	17,417	9.7
税金等調整前中間 純利益(は税金 等調整前中間(当 期)純損失)			5,460	6.3		1,279	1.4		2,148	1.2
法人税、住民税及 び事業税		261			347			536		
法人税等調整額		2,507	2,246	2.6	2,321	1,974	2.2	2,921	2,385	1.3
少数株主利益			3	0.0		1	0.0		12	0.0
中間(当期)純利益 (は中間純損 失)			3,217	3.7		3,252	3.6		224	0.1

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】 中間連結剰余金計算書

		(自 平成17	i会計期間 年4月1日 年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)		
(資本剰余金の部)						
資本剰余金期首残高			6,845		6,845	
資本剰余金中間期末 (期末)残高			6,845		6,845	
(利益剰余金の部)						
利益剰余金期首残高			11,033		11,033	
利益剰余金増加高						
1 当期純利益		-	-	224	224	
利益剰余金減少高						
1 中間純損失		3,217		-		
2 持分法適用会社減少に伴う減少高		36	3,254	36	36	
利益剰余金中間期末 (期末)残高			7,778		11,221	

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	7,000	6,845	11,221	78	24,988
中間連結会計期間中の変動額					
中間純利益			3,252		3,252
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の取得				3	3
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	0	3,252	2	3,250
平成18年9月30日 残高 (百万円)	7,000	6,846	14,474	80	28,239

		評価・換	算差額等			
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	少数株主持分	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	92	1	167	75	102	25,015
中間連結会計期間中の変動額						
中間純利益						3,252
自己株式の処分						0
自己株式の取得						3
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	34	44	11	68	1	69
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	34	44	11	68	1	3,180
平成18年9月30日 残高 (百万円)	57	44	156	144	101	28,196

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシ ュ・フロー				
税金等調整前中間純利益 (は税金等調整前中間 (当期)純損失)		5,460	1,279	2,148
減価償却費		2,001	1,562	4,025
のれん償却額		-	1,000	-
減損損失		5,401	178	6,364
貸倒引当金の増減額		3,620	131	3,583
賞与引当金の増減額		12	49	118
関係会社整理損失引当金 の増減額		367	611	7,217
退職給付引当金の増減額		52	148	44
事業休止損失引当金の増 減額		1,133	-	-
環境整備引当金の増減額		1,517	12	1,498
事業撤退損失引当金の増 減額		-	81	516
受取利息及び受取配当金		76	57	124
支払利息		538	906	1,118
固定資産除却損		203	91	382
固定資産売却損益		223	649	801
投資有価証券売却損益		409	5	533
投資有価証券評価損		79	6	80
売上債権の増減額		2,639	473	3,994
たな卸資産の増減額		5,280	368	5,034
その他営業資産の増減額		172	2,410	170
仕入債務の増減額		1,160	2,178	3,132
未払消費税等の増減額		193	8	319
その他営業負債の増減額		2,202	839	1,377
その他		104	22	1,811
小計		2,491	3,638	9,948
利息及び配当金の受取額		77	56	126
利息の支払額		540	896	1,073
法人税等の支払額		289	376	438
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		1,739	2,421	8,562

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	 金額(百万円) 	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支 出		107	851	751
定期預金の払戻による収 入		170	750	891
固定資産の取得による支 出		5,673	6,836	10,279
固定資産の売却による収 入		1,541	1,077	3,943
投資有価証券の取得によ る支出		22	30	131
投資有価証券の売却によ る収入		1,454	7	1,668
貸付けによる支出		984	548	2,536
貸付金の回収による収入		48	105	897
その他の投資の回収によ る収入		119	112	174
その他		48	57	10,213
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		3,502	6,269	16,337
財務活動によるキャッシ ュ・フロー				
短期借入れによる収入		18,515	52,237	65,581
短期借入金の返済による 支出		13,424	49,934	61,052
長期借入れによる収入		1,025	6,684	66,085
長期借入金の返済による 支出		4,062	4,811	63,247
社債の発行による収入		40	-	240
社債の償還による支出		-	8	200
その他		3	62	55
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,090	4,104	7,462
現金及び現金同等物に係 る換算差額		38	10	68
現金及び現金同等物の増 減額		365	268	244
現金及び現金同等物の期 首残高		6,548	6,303	6,548
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高		6,913	6,572	6,303

前中間連結会計期間 〔自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
- 前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社

連結子会社の数 22社 主要な連結子会社の名称

三井西日本埠頭㈱ 三井室町海運㈱ ㈱九州ビルシステム ㈱サン有明電気 三井鉱山マテリアル㈱ サンテック㈱ 千葉三港運輸㈱ 有明機械㈱ THE BARREL OIL PTE LTD.

連結子会社であった㈱サン・リースアンドデベロップメントおよび三井セメントヒューム管㈱は清算が結了したため、また、サンケミカル㈱は当社が吸収合併し解散したため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外している。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 三井石炭鉱業㈱、山野鉱業㈱
- (3) 連結の範囲から除いた理由

三井石炭鉱業㈱は国内炭採掘事業から 撤退し実質的に清算状態にあり有効な支 配従属関係が存在しないこと、また、同 社の実質的な財政状態(簿価純資産と時 価純資産に著しい乖離がある)から、同 社を連結した場合は利害関係者の判断を 誤らせるおそれがあるため、連結の範囲 に含めないこととした。

同社の状況は、「第1 企業の概況 3 関係会社の状況」に記載している。 山野鉱業㈱は現在清算中の会社であ り、かつ、重要性がないため、連結の範 囲に含めないこととした。

その他の非連結子会社は、個々の会社別に見ても又合算額から見てもその総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも僅少であり、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておらず、将来においても連結企業集団に与える影響が増すとも考えられないため、連結の範囲に含めないこととした。

1.連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 22社 主要な連結子会社の名称

三井西日本埠頭㈱ 三井室町海運㈱ ㈱九州ビルシステム ㈱サン有明電気 三井鉱山マテリアル㈱ サンテック㈱ 千葉三港運輸㈱ 有明機械㈱ THE BARREL OIL PTE LTD.

- (2) 主要な非連結子会社の名称 三井石炭鉱業㈱
- (3) 連結の範囲から除いた理由

三井石炭鉱業㈱は中間連結財務諸表に与える実質的な影響は軽微であることから、連結の範囲に含めないこととした。その他の非連結子会社は、個々の会社別に見ても又合算額から見てもその総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額) および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも僅少であり、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておらず、将来においても連結企業集団に与える影響が増すとも考えられないため、連結の範囲に含めないこととした。

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社

連結子会社の数 22社 主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社は、「第1 企業の概 況 4 関係会社の状況」に記載してい るため、省略した。

連結子会社であった㈱サン・リースアンドデベロップメントおよび三井セメントヒューム管㈱は清算が結了したため、また、サンケミカル㈱は当社が吸収合併し解散したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外している。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 三井石炭鉱業㈱
- (3) 連結の範囲から除いた理由

三井石炭鉱業㈱は、当連結会計年度において、当社が、㈱産業再生機構の同社に対する貸付債権を時価で買取ったことにより、同社の簿価純資産と時価純資産の著しい乖離は解消されているが、同時に同社の資産の大部分を時価にて代物弁済を受けたことにより、連結財務諸表に与える実質的な影響は軽微になったことから、連結の範囲に含めないこととした。

その他の非連結子会社は、個々の会社別に見ても又合算額から見てもその総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額) および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも僅少であり、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておらず、将来においても連結企業集団に与える影響が増すとも考えられないため、連結の範囲に含めないこととした。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) 平成17年4月1日 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 至 平成18年3月31日) (4) 三井石炭鉱業(株)について 三井石炭鉱業㈱は現在、債務超過の状 況にあるが、同社の債務は同社保有資産 を売却することにより返済することとし ている。 生産量等 平成15年度 平成16年度 平成17年度 現在、生産は行っていない。 生産量 設備投資額 (百万円) 期末人員 24 24 (人) 同社に対する投資、債権、売上高等 (百万円) 投資額 n 短期債権 146 長期債権 64,705 短期債務 1.134 売上高 214 什入高 62 保証債務額 10.737 2 . 持分法の適用に関する事項 2 . 持分法の適用に関する事項 2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の会社 (1) 持分法適用の会社 (1) 持分法適用の会社 持分法適用の関連会社数 - 社 持分法適用の関連会社数 - 社 持分法適用の関連会社数 - 社 持分法適用関連会社であった三井グリ 持分法適用関連会社であった三井グリ ーンランド(株)は保有株式の一部を売却し ーンランド(株)は保有株式の一部を売却し 持分が減少したことにより関連会社に該 持分が減少したことにより関連会社に該 当しないこととなったため、当中間連結 当しないこととなったため、当連結会計 会計期間より持分法の適用範囲から除外 年度より持分法の適用範囲から除外して している。 いる (2) 持分法を適用しない非連結子会社およ (2) 持分法を適用しない非連結子会社およ (2) 持分法を適用しない非連結子会社およ び関連会社 び関連会社 び関連会社 三井石炭鉱業㈱、山野鉱業㈱は連結の 三井石炭鉱業㈱は連結の範囲から除い 三井石炭鉱業㈱は連結の範囲から除い 範囲から除いた理由により、また、その た理由により、また、その他の非連結子 た理由により、また、その他の非連結子 他の非連結子会社および㈱三井三池製作 会社および㈱三井三池製作所ほか関連会 会社および㈱三井三池製作所ほか関連会 所ほか関連会社については、それぞれ中 社については、それぞれ中間純損益(持 社については、それぞれ当期純損益(持 間純損益(持分に見合う額)および利益 分に見合う額)および利益剰余金(持分 分に見合う額)および利益剰余金(持分 剰余金(持分に見合う額)等からみて、 に見合う額)等からみて、中間連結財務 に見合う額)等からみて、連結財務諸表 中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微で 諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、 に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体 あり、かつ、全体としても重要性がない 全体としても重要性がないため持分法の としても重要性がないため持分法の適用 ため持分法の適用範囲から除外してい 適用範囲から除外している。 範囲から除外している。 これらの会社に対する投資について これらの会社に対する投資について これらの会社に対する投資について は、持分法を適用せず、原価法により評 は、持分法を適用せず、原価法により評 は、持分法を適用せず、原価法により評 価している。 価している。 価している。 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうちTHE BARREL OIL PTE 同左 連結子会社のうちTHE BARREL OIL PTE LTD.およびMITSUI MINING AUSTRALIA PTY LTD.およびMITSUI MINING AUSTRALIA PTY LTD.の中間決算日は6月30日であり、中間 LTD.の決算日は12月31日であり、連結財務 連結財務諸表の作成に当たっては、連結子 諸表の作成に当たっては、連結子会社の決 会社の中間決算日現在の財務諸表を使用し 算日現在の財務諸表を使用している。

ただし、連結決算日との間に生じた重要

な取引については、連結決算上必要な調整

を行っている。

ている。

要な調整を行っている。

ただし、中間連結決算日との間に生じた

重要な取引については、中間連結決算上必

前中間連結会計期間 平成17年4月1日

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成17年9月30日) 至 平成18年9月30日)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

4 . 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基 づく時価法

(評価差額は、全部資本直入法に より処理し、売却原価は移動平均 法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(口)デリバティブ

時価法

(八)たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

当社および国内連結子会社は主とし て定額法を、在外連結子会社は当該国 の会計基準の規定に基づく定額法を採 用している。

また、取得価額が10万円以上20万円 未満の減価償却資産については、3年 均等償却としている。

なお、主な耐用年数は次のとおり。 建物及び構築物 47~50年 機械装置及び運搬具 10~13年

(口)無形固定資産

鉱業権は生産高比例法、営業権は商 法施行規則の規定による期間内での均 等償却によっている。また、それ以外 の無形固定資産については定額法によ っている。

なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における見込利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってい る。

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費

商法施行規則の規定に基づき3年間 で均等償却している。ただし、金額 が僅少な場合は支出時に全額費用処 理している。

社債発行費

商法施行規則の規定に基づき3年間 で均等償却している。ただし、金額 が僅少な場合は支出時に全額費用処 理している。

4 . 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

満期保有目的の債券

同左

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基 づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)

時価のないもの

同左

(ロ)デリバティブ

同左

(八)たな卸資産

同左

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

同左

(口)無形固定資産

鉱業権は生産高比例法、それ以外の 無形固定資産については定額法によっ ている。

ただし、平成18年4月以前に取得し たのれんについては、5年均等償却と している。

なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における見込利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってい る。

4 . 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券

満期保有目的の債券

同左

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく 時価法

(評価差額は、全部資本直入法に より処理し、売却原価は移動平均 法により算定)

時価のないもの

同左

(ロ)デリバティブ

同左

(八)たな卸資産

同左

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

同左

(口)無形固定資産

鉱業権は生産高比例法、営業権は商 法施行規則の規定による期間内での均 等償却によっている。また、それ以外 の無形固定資産については定額法によ っている。

なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における見込利用可能期 間(5年)に基づく定額法によってい る。

(3) 繰延資産の処理方法

新株発行費

商法施行規則の規定に基づき3年間 で均等償却している。ただし、金額 が僅少な場合は支出時に全額費用処 理している。

計信発行費

商法施行規則の規定に基づき3年間 で均等償却している。ただし、金額 が僅少な場合は支出時に全額費用処 理している。

	T	
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(4) 重要な引当金の計上基準	(4) 重要な引当金の計上基準	(4) 重要な引当金の計上基準
(イ)貸倒引当金	(イ)貸倒引当金	(イ)貸倒引当金
当社および国内連結子会社は、売上	同左	同左
債権等の貸倒損失に備えるため、一般		
債権については貸倒実績率により、貸		
倒懸念債権等特定の債権については個		
別に回収可能性を検討して回収不能見		
込額を計上し、在外連結子会社は、主		
として特定の債権について回収不能見		
込額を計上している。	(-) W - 7) (A	(-) W - 311/ A
(口)賞与引当金	(口)賞与引当金	(口)賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支	同左	同左
給見込額を計上している。	/ II \\	/ II \\
(八)退職給付引当金	(八)退職給付引当金	(八)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連は会計年度まにおける温酔給付信器	同左	従業員の退職給付に備えるため、当
連結会計年度末における退職給付債務 および年金資産の見込額に基づき、当		連結会計年度末における退職給付債務 および年金資産の見込額に基づき計上
中間連結会計期間末において発生して		している。なお、会計基準変更時差異
いると認められる額を計上している。		(8,747百万円)については、15年に
なお、会計基準変更時差異(8,747百		よる按分額を費用処理している。
万円)については、15年による按分額		過去勤務債務は、その発生時の従業
を費用処理している。		員の平均残存勤務期間(主として14
過去勤務債務は、その発生時の従業		年)による定額法により費用処理する
員の平均残存勤務期間(主として14		こととしている。
年)による定額法により費用処理する		数理計算上の差異は、各連結会計年
こととしている。		度の発生時における従業員の平均残存
数理計算上の差異は、各連結会計年		勤務期間(主として13年)による定額
度の発生時における従業員の平均残存		法により按分した額をそれぞれ発生の
勤務期間(主として13年)による定額		翌連結会計年度から費用処理すること
法により按分した額をそれぞれ発生の		としている。
翌連結会計年度から費用処理すること		
としている。		
(二)関係会社整理損失引当金	(二)関係会社整理損失引当金	(二)関係会社整理損失引当金
関係会社の整理により将来負担する	同左	同左
こととなる損失に備えるため、当該損		
失見込額を計上している。 (ホ)債務保証等損失引当金	(亦)債務保証等損失引当金	(本) 傳教伊尔笑提片引业令
関係会社等に対する債務保証等に係	(水)関務体証等損失可当並 同左	(木)債務保証等損失引当金 同左
る損失に備えるため、当該損失見込額	回在	日本
を計上している。		
(へ)事業休止損失引当金		
関係会社の事業休止期間中に発生が		
見込まれる損失に備えるため、当該損		
失見込額を計上している。		
(ト)環境整備引当金	(ト)環境整備引当金	(ト)環境整備引当金
当社の事業用地に係る環境整備費用	同左	当社の事業用地に係る環境整備費用
の支出に備えるため、当中間連結会計		の支出に備えるため、当連結会計年度
期間末における当該費用の見込額を計		末における当該費用の見込額を計上し
上している。		ている。
	(チ)事業撤退損失引当金	(チ)事業撤退損失引当金
	連結子会社の発電事業からの撤退に	同左
	伴い発生が見込まれる損失に備えるた	
	め、当該損失見込額を計上している。	

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 平成17年4月1日 (自 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日 平成17年9月30日) 至 平成18年9月30日) 至 平成18年3月31日) (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通 (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通 (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通 貨への換算基準 貨への換算基準 貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の 日の直物為替相場により円貨に換算し、 日の直物為替相場により円貨に換算し、 直物為替相場により円貨に換算し、換算 換算差額は損益として処理している。 換算差額は損益として処理している。 差額は損益として処理している。 なお、在外子会社等の資産および負債 なお、在外子会社等の資産および負債 なお、在外子会社等の資産および負債 は当該会社の中間決算日の直物為替相場 は当該会社の中間決算日の直物為替相場 は当該会社の決算日の直物為替相場によ により円貨に換算し、収益および費用 により円貨に換算し、収益および費用 り円貨に換算し、収益および費用は、期 は、期中平均相場により円貨に換算し、 は、期中平均相場により円貨に換算し、 中平均相場により円貨に換算し、換算差 換算差額は少数株主持分および資本の部 換算差額は純資産の部における為替換算 額は少数株主持分および資本の部におけ における為替換算調整勘定に含めて計上 調整勘定および少数株主持分に含めて計 る為替換算調整勘定に含めて計上してい している。 上している。 (6) 重要なリース取引の処理方法 (6) 重要なリース取引の処理方法 (6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転する 同左 同左 と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって いる。 (7) 重要なヘッジ会計の方法 (7) 重要なヘッジ会計の方法 (7) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 (イ)ヘッジ会計の方法 為替予約取引、金利キャップ取引お 同左 よび金利スワップ取引については、繰 延ヘッジ処理によっている。ただし、 為替予約等が付されている外貨建金銭 債権債務等は振当処理を、特例処理の 要件を満たす金利キャップ取引および 金利スワップ取引については、特例処 理を採用している。 (口)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 (口)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...為替予約取引、金利キャ 同左 同左 ップ取引、金利スワップ 取引 ヘッジ対象…外貨建債権債務、外貨建 予定取引、借入金の支払 金利 (八)ヘッジ方針 (八)ヘッジ方針 (八)ヘッジ方針 外貨建取引に係る将来の為替変動に 同左 同左 よるリスク回避および金利変動による 金融負債の損失可能性を減殺する目的 で行っている。 (二)ヘッジ有効性評価の方法 (二)ヘッジ有効性評価の方法 (二)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ 同左 同左 手段の変動額の累計を比較することに より有効性を判定している。 ただし、為替予約取引等において は、外貨建による同一金額で同一期日

の為替予約等を振り当てており、その 後の為替変動による相関関係が確保さ れているため、その判定をもって有効

特例処理の要件を満たす金利キャップ取引および金利スワップ取引については、その判定をもって有効性の判定

性の判定としている。

としている。

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(8) その他中間連結財務諸表作成のための	(8) その他中間連結財務諸表作成のための	(8) その他連結財務諸表作成のための重要
重要な事項	重要な事項	な事項
(イ)消費税等の会計処理	(イ)消費税等の会計処理	(イ)消費税等の会計処理
消費税等は税抜方式を採用してい	同左	同左
る 。		
(口)長期請負工事の収益計上基準	(口)長期請負工事の収益計上基準	(口)長期請負工事の収益計上基準
工期1年を超え、かつ、原則として	同左	同左
5 億円以上の請負工事については工事		
進行基準を採用している。なお、一部		
の連結子会社は工事完成基準を採用し		
ている。		
 5 . 中間連結キャッシュ・フロー計算書にお	┃ ┃5.中間連結キャッシュ・フロー計算書にお	┃ ┃ 5 . 連結キャッシュ・フロー計算書における
ける資金の範囲	ける資金の範囲	資金の範囲
手許現金、随時引出し可能な預金および	同左	同左
容易に換金可能であり、かつ、価値の変動		
について僅少なリスクしか負わない取得日		
から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期		
投資からなっている。		

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

	1 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 -	
前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、「固定資産の減損 に係る会計基準の設定に関する意見書」 (企業会計審議会 平成14年8月9日)) および「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。 これにより、税金等調整前中間純損失は 5,401百万円増加している。 なお、減損損失累計額については、改正 後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産 の金額から直接控除している。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の適用指針」(2月9日)を高速に関する会計基準適用している。これまで適本の部の合計に相当する金額は28,1399百万円である。なお貸借結果的部間におけいて、改している。は結り中間連結財務諸表規則により作成している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対している。は対しては、正後のは対しては、正後のは対しては、正後のは対しては、正後のは対しては、正後のは対しては、正後のは対しては、正後のは対しては、正後のは対している。なお、のれんおよびに「企業結合会計基準に関す第10号 平成17年12月27日)ならがは、正を業計を適用といる。なお、のれんおよび負のののれんの償却については、のれんおよび負のののれんの償却については、質力を行うこととしている。これによる損益に与える影響はない。	(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計基準の設定に関する意見書」(企業会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。 これにより、税金等調整前当期純損失は6,364百万円増加している。なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。

(中間連結貸借対照表)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

「建設仮勘定」は、前中間連結会計期間まで、有形固定資産の 「その他」に含めて表示していたが、当中間連結会計期間末におい て資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記している。

なお、前中間連結会計期間末の「建設仮勘定」の金額は、3,788 百万円である。

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間まで区分掲記していた「事業撤退損失」(当 中間連結会計期間は10百万円)は、重要性がなくなったため、特別 損失の「その他」に含めて表示している。

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(中間連結貸借対照表)

- 1.前中間連結会計期間において、「営業権」として掲記されてい たものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示している。
- 2.前中間連結会計期間まで区分掲記していた「建設仮勘定」(当 中間連結会計期間末は4,366百万円)は、重要性がなくなったた め、有形固定資産の「その他」に含めて表示することとした。
- 3.前中間連結会計期間において、投資その他の資産の「その他」 に含めていた「繰延税金資産」は、繰延税金資産総額に占める割 合が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記することとし

なお、前中間連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に 含まれる繰延税金資産は、2,021百万円である。

(中間連結損益計算書)

- 1.前中間連結会計期間まで区分掲記していた「投資有価証券売却 益」(当中間連結会計期間は5百万円)は、重要性がなくなった ため、特別利益の「その他」に含めて表示している。
- 2.「固定資産売却損」および「固定資産除却損」は、前中間連結 会計期間まで特別損失の「その他」に含めて表示していたが、当 中間連結会計期間において特別損失の総額の100分の10を超えた ため区分掲記している。

なお、前中間連結会計期間における「固定資産売却損」および 「固定資産除却損」の金額は、277百万円および239百万円であ

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、営業権の償却費として営業キャッ シュ・フローの「減価償却費」に含めていたものは、当中間連結会 計期間より「のれん償却額」と表示している。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会 (平成18年9)			前連結会計 (平成18年3月		
1 . 有形固定資産の減価償却累計額	į	1 . 有形固定資産の減値	西償却累計	†額	1 . 有形固定資産の減価	償却累訂	†額
45,120 ī	百万円		44,806	百万円		44,625	百万円
2.担保に供している資産		2 . 担保に供している資	資産		2 . 担保に供している資	産	
(F	百万円)			(百万円)			(百万円)
現金及び預金 1,164	(-)	現金及び預金	1,169	(-)	現金及び預金	972	(-)
受取手形 200	(-)	受取手形	100	(-)	受取手形	100	(-)
たな卸資産 6,309 ((2,651)	たな卸資産	1,237	(923)	たな卸資産	1,337	(1,022)
建物及び構築物 5,975 ((4,318)	預け金	1,560	(-)	建物及び構築物	5,765	(4,333)
機械装置及び運 搬具 8,742 ((8,051)	建物及び構築物 機械装置及び運	6,024	(4,355)	機械装置及び運 搬具	7,970	(7,407)
土地 36,455 (2	26,105)	機械表量及び建 搬具	20,305	(8,130)	土地	35,318	(29,112)
有形固定資産 84 84	(79)	土地	35,658	(29,028)	有形固定資産 「その他」	95	(89)
投資有価証券 1,113	(-)	有形固定資産 「その他 」	92	(86)	投資有価証券	93	(-)
投資その他の資 産「その他」 247	(-)	投資有価証券	90	(-)	投資その他の資 産「その他 」	47	(-)
計 60,292 (4	1,206)	投資その他の資 産「その他 」	47	(-)	<u></u>	51,700	(41,965)
()内は、財団を組成してい	るもの	 計	66,286	(42,524)	()内は、財団を		
の金額であり、内数で表示して	いる。	()内は、財団な			の金額であり、内数	で表示し	している。
		の金額であり、内数	女で表示し	している。			
同上の債務 (音	百万円)	同上の債務		(百万円)	同上の債務		(百万円)
短期借入金	1,239	短期借入金		484	短期借入金		1,083
長期借入金(1年内 返済分を含む) 6	31,592	長期借入金(1 ⁵ 返済分を含む)	F内	71,305	長期借入金(1年 返済分を含む)	内	60,633
流動負債「その他」	113	流動負債「その何	t ,	20			
物上保証として三井石炭鉱業㈱の借 入金2,569百万円および㈱三井三池製 作所の借入金580百万円の担保にも供 している。 物上保証として㈱三井三池製作所の 借入金530百万円の担保にも供 る。			物上保証として㈱ 借入金530百万円の打 る。				
3 . 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関 の借入等に対し、債務保証を行っ る。		3. 偶発債務 連結会社以外の会社 の借入等に対し、債利 る。			3 . 偶発債務 連結会社以外の会社 の借入等に対し、債務 る。		
三井石炭鉱業㈱ 10,737 副	百万円	㈱三井三池製作所	2,76	9 百万円	㈱三井三池製作所	2,79	4 百万円
(株)三井三池製作所 2,870 音	百万円	三井アルミニウム(制 1,53	1 百万円	三井アルミニウム㈱	1,57	0 百万円
その他(7社) 3,113 首	百万円	その他 (5社)	1,34	5 百万円	その他(7社)		6 百万円
計 16,721 副	百万円	計	5,64	6 百万円	計	5,73	1 百万円
4 . 受取手形割引高及び受取手形裏 高	書譲渡	4.受取手形割引高及で高	グ受取手形	/ 裏書譲渡	4 . 受取手形割引高及び 高	受取手刑	彡裏書譲渡
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	五万円	^同 受取手形割引高	78	8 百万円	受取手形割引高	3.64	4 百万円
	百万円	受取手形裏書譲渡嗣		百万円	受取手形裏書譲渡高		4 百万円

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	
権等について 非連結子会社である三井石炭鉱業㈱ は、平成17年9月期における簿価純資産 は126,767百万円の債務超過の状態にあ り、当社および連結子会社は同社に対す る投融資として、投資0百万円、債権額 64,852百万円および債務保証残高10,737 百万円を有している。 これに対して当社は、「第1 企業の 概況 3 関係会社の状況 (注)三井	
り、(株産業再生機構承認に基づく再生計画を見直した後の同社に対する損失見込額64,062百万円を貸倒引当金等として計している。	
 上している。 6. 当座資越契約 当企業付越契約 当本まよび連結子会社1社は運転資金の効率的は運用を行うため取引銀行1行と当座資越契約を締結している。上記契約に基づく当中間連結会計期間末における借入未実行残高は次のとおりである。 (百万円)当座資越程度額	運銀ッ 年お 〔 1 5 9人,5含れ お平か おマ でごが でな ス活息転行ト 度り 万 2,5 76.76 当行百)い て17い てナ Dたラ Dこ かに支金行ン にあ) 6 0 6 当残万に 、年方 、ス Sェス S バよ払

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年 9 月30日)	前連結会計年度 (平成18年 3 月31日)
8.	8 ・中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計 処理は、手形交換日をもって決済処理し ている。なお、当中間連結会計期間の末 日は金融機関の休日であったため、次の 中間連結会計期間末日満期手形が中間連 結会計期間末残高に含まれている。	8.
	(百万円) 受取手形 261 支払手形 526	

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1.販売費及び一般管	理費の主な内訳	1.販売費及び一般管理費の主な内訳		1.販売費及び一般管理費の主な内訳	
給料賃金	991 百万円	給料賃金	958 百万円	給料賃金	1,981 百万円
減価償却費	1,110 百万円	のれん償却額	1,000 百万円	減価償却費	2,209 百万円
積揚地諸掛	957 百万円	積揚地諸掛	760 百万円	積揚地諸掛	1,710 百万円
		海上運賃	722 百万円	海上運賃	1,122 百万円
	2 . 固定資産売却益の主な内訳は、無形固 定資産「その他」売却益300百万円であ る。		2.固定資産売却益の主な内訳は、土地売却益430百万円および機械装置及び運搬 具売却益229百万円である。		とな内訳は、土地売び無形固定資産 である。
3.	3.固定資産売却損の主な内訳は、土地売 却損106百万円である。		3 . 固定資産売却損の3 却損324百万円である		
4 .		4.固定資産除却損の主な内訳は、建物除 却損52百万円である。		4 . 固定資産除却損の3 置及び運搬具除却損3	

前中間連結会計期間 平成17年4月1日 平成17年9月30日)

当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 平成18年9月30日)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

5. 減損損失

当中間連結会計期間において、以下の 資産グループについて減損損失を計上し

-			
用途	場所	種類	減損損失 の金額 (百万円)
火力発電 事業用設 備	福岡県大 牟田市	建構機及具等 物類装運土 び、置搬地	1,203
非事業用 資産	北海道美 唄市他	土地	1,013
非事業用 資産	福岡県大 牟田市他	土地	2,719
非事業用資産	福岡県田 川市他	土地	465
	5,401		

固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

建物及び構築物 376 百万円 機械装置及び運搬具 774 百万円 十地 4.245 百万円

有形固定資産「その 5 百万円 他」

なお、当社グループは、事業の種類別セ グメントを基礎に、主として継続的に収支 の把握を行っている管理会計上の区分を単 位として資産をグルーピングしている。ま た、非事業用資産については、個々の資産 単位で区分している。

火力発電事業用設備については、設備故 障に伴う事業休止により収益性が著しく悪 化したため、帳簿価額を回収可能価額まで 減額している。なお、回収可能価額は固定 資産税評価額に基づく正味売却価額により 測定している。

非事業用資産については、利用計画のな い不動産の処分を加速化する方針のもと、 売却見込額の見直しを行い、帳簿価額を回 収可能価額まで減額している。なお、回収 可能価額は、正味売却価額により測定して おり、主として不動産鑑定評価額等に基づ く処分予定価額により評価している。

5.減損損失

当中間連結会計期間において、以下の 資産グループについて減損損失を計上し

用途	場所	種類	減損損失 の金額 (百万円)
環境関連 事業用資 産	栃木県栃 木市他	機械装置 及び運搬 具等	43
不動産賃 貸事業用 資産	福岡県大牟田市	土地	75
港湾運送事業用資産	福岡県大牟田市	土地	21
非事業用資産	福岡県田川市	土地	39
	178		

固定資産の種類ごとの減損損失の内訳 機械装置及び運搬具 27 百万円 135 百万円 有形固定資産「その 16 百万円 他」

なお、当社グループは、事業の種類別セ グメントを基礎に、主として継続的に収支 の把握を行っている管理会計上の区分を単 位として資産をグルーピングしている。ま た、非事業用資産については、個々の資産 単位で区分している。

環境関連事業用資産については、事業撤 退することとしたため、帳簿価額を回収可 能価額まで減額している。なお、回収可能 価額は、処分見込価額に基づく正味売却価 額により測定している。

不動産賃貸事業用資産、港湾運送事業用 資産および非事業用資産については、一部 譲渡予定の資産につき、帳簿価額を回収可 能価額まで減額している。なお、回収可能 価額は、譲渡先との交渉等を勘案した譲渡 見込価額に基づく正味売却価額により測定 している。

5. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グ ループについて減損損失を計上した。

用途	場所	種類	減損損失 の金額 (百万円)
火力発電 事業用設 備	福岡県大 牟田市	建構機及具等 物物装運土 び、置搬地	1,505
非事業用資産	北海道美 唄市他	土地	1,013
非事業用 資産	福岡県大 牟田市他	土地	2,719
非事業用 資産	福岡県田 川市他	土地	465
非事業用資産	北九州市 若松区	建物及び 構築物、 土地	53
非事業用資産	兵庫県尼 崎市	機械装置 及び運搬 具、土地	607
	6,364		

固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

建物及び構築物 376 百万円 機械装置及運搬具 853 百万円 5,125 百万円

有形固定資産「その 他,

5 百万円

3 百万円

無形固定資産「その 他」

なお、当社グループは、事業の種類別セ グメントを基礎に、主として継続的に収支 の把握を行っている管理会計上の区分を単 位として資産をグルーピングしている。ま た、非事業用資産については、個々の資産 単位で区分している。

火力発電事業用設備については、事業撤 退することとしたため、帳簿価額を回収可 能価額まで減額している。なお、回収可能 価額は、固定資産税評価額に基づく正味売 却価額により測定している。

非事業用資産については、利用計画のな い不動産等の処分を加速化する方針のも と、売却見込額の見直しを行い、帳簿価額 を回収可能価額まで減額している。なお、 回収可能価額は、正味売却価額により測定 しており、主として不動産鑑定評価額等に 基づく処分予定価額により評価してい る。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株 式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	230,716	-	-	230,716
B種優先株式	40,000	-	-	40,000
C種優先株式	68,000	-	-	68,000
合計	338,716	-	-	338,716
自己株式				
普通株式 (注)	463	12	3	472
合計	463	12	3	472

(注)増加12千株は単元未満株式の買取りによるものであり、減少3千株は単元未満株式の買増し請求に応じたことによるものである。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期 (自 平成17年4月 至 平成17年9月3	1日	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
現金及び現金同等物の中間期	末残高と中間	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借	
連結貸借対照表に掲記されてい	1る科目の金額	連結貸借対照表に掲記されてい	1る科目の金額	対照表に掲記されている科目の	D金額との関係
との関係		との関係			
(平成17年	9月30日現在)	(平成18年9月30日現在)		(平成18年3月31日現在)	
	(百万円)		(百万円)		(百万円)
現金及び預金勘定	8,107	現金及び預金勘定	7,800	現金及び預金勘定	7,417
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,193	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,227	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,113
現金及び現金同等物	6,913	現金及び現金同等物	6,572	現金及び現金同等物	6,303



前中間連結会計期間 平成17年4月1日 (自 至 平成17年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)
機械装置 及び運搬 具	3,095	1,290	1,804
その他	159	59	99
合計	3,255	1,350	1,904

取得価額相当額は、未経過リース料中 間期末残高が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法により算定している。

(2)未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

	(日万円)
1 年内	435
1 年超	1,469
合計	1,904

未経過リース料中間期末残高相当額 は、未経過リース料中間期末残高が有形 固定資産の中間期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法により算定 している

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(百万円)

支払リース料 228 減価償却費相当額 228

(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はない。

当中間連結会計期間

(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)			
機械装置 及び運搬 具	3,081	1,645	1,435			
その他	178	89	89			
合計	3,260	1,735	1,524			

同左

(2)未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

	(百万円)
1 年内	404
1 年超	1,120
合計	1,524

同左

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(百万円)

支払リース料 221 減価償却費相当額 221

(4)減価償却費相当額の算定方法 同左

(減損損失について)

同左

前連結会計年度

(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械装置 及び運搬 具	3,090	1,484	1,606
その他	152	66	86
合計	3,243	1,550	1,692

取得価額相当額は、未経過リース料期 末残高が有形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み法に より算定している。

(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

	(日万円)
1 年内	420
1 年超	1,271
合計	1,692

未経過リース料期末残高相当額は、未 経過リース料期末残高が有形固定資産の 期末残高等に占める割合が低いため、支 払利子込み法により算定している。

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(百万円)

支払リース料 442 減価償却費相当額 442

(4)減価償却費相当額の算定方法 同左

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)

1.その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)	
株式	369	592	223	

- (注)1.当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式の減損処理は実施していない。
 - 2.減損処理の基準........中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落している株式についてはすべて、また、中間連結会計期間末における時価が取得価額に比べ30~50%下落している株式については、個々の銘柄の回復可能性を判定して減損処理を行っている。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)			
その他有価証券				
非上場株式	239			
投資事業組合等への出資	1			

当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)

1.その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)	
株式	271	373	102	

- (注)1.当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式の減損処理は実施していない。
 - 2.減損処理の基準.......中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落している株式についてはすべて、また、中間連結会計期間末における時価が取得価額に比べ30~50%下落している株式については、個々の銘柄の回復可能性を判定して減損処理を行っている。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)		
その他有価証券			
非上場株式	258		

前連結会計年度末(平成18年3月31日現在)

1.その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)	
株式	273	438	164	

- (注)1.当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式の減損処理は実施していない。
 - 2.減損処理の基準......連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落している株式についてはすべて、また、連結会計年度末における時価が取得価額に比べ30~50%下落している株式については、個々の銘柄の回復可能性を判定して減損処理を行っている。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	234
投資事業組合等への出資	0

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金利	金利キャップ取引	1,000	2	0

(注)ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いている。

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

ヘッジ会計を適用しているため、記載を省略している。

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金利	金利キャップ取引	1,000	0	0

(注)ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いている。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

		前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)					
	コールチェー ン事業 (百万円)	マテリアルサ ービス事業 (百万円)	総合エンジニ アリング事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	43,469	29,294	7,047	6,816	86,627	-	86,627
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	98	337	520	413	1,369	(1,369)	-
計	43,568	29,631	7,567	7,229	87,997	(1,369)	86,627
営業費用	34,608	29,514	6,987	7,119	78,230	762	78,992
営業利益	8,959	116	580	110	9,767	(2,132)	7,634

- (注) 1. 事業区分は事業本部制による事業運営体制に基づく区分である。
 - 2. 各事業の主な製品等
 - (1)コールチェーン事業.......石炭、コークス、石炭・コークス関連運輸荷役
 - (2)マテリアルサービス事業..........石油、建設資材、資源リサイクル
 - (3)総合エンジニアリング事業……化学装置・機器、一般産業用機器、プラント、セラミック
 - (4) その他事業.......建設工事等附帯事業、不動産販売・賃貸、ビルに関する清掃・警備・設備管理、その他
 - 3.営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は当社の一般管理費であり、金額は2,079百万円である。

		当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)						
	石炭・コーク ス関連事業 (百万円)	石油関連事業 (百万円)	総合エンジニ アリング事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)	
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	48,786	23,162	10,748	6,991	89,689	-	89,689	
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	69	543	704	234	1,551	(1,551)	-	
計	48,855	23,706	11,453	7,225	91,241	(1,551)	89,689	
営業費用	46,998	23,672	10,335	7,111	88,117	379	88,497	
営業利益	1,857	33	1,117	114	3,123	(1,931)	1,191	

- (注)1.事業区分は事業本部制による事業運営体制を基礎とした取扱製商品の類似性等に基づく区分である。
 - 2 . 各事業の主な製品等
 - (1)石炭・コークス関連事業……...石炭、コークス、石炭・コークス関連運輸荷役

 - (3)総合エンジニアリング事業......化学装置・機器、一般産業用機器、プラント、セラミック、資源リサイクル

 - 3.営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は当社の一般管理費であり、金額は1,945百万円である。
 - 4. 事業区分の方法の変更

従来から、事業区分については、当社の社内管理単位組織である事業本部に基づき決定しているが、当中間連結会計期間に入り、経営の更なる効率化を図るため各営業部門のシナジー効果などを再検証し、事業本部の見直しを実施した。これに伴い、当中間連結会計期間より、見直し後の事業本部を基礎に取扱製商品の類似性等を勘案し、事業の種類別セグメント情報における事業区分を石炭・コークス関連、石油関連、総合エンジニアリングおよびその他事業に変更している。

なお、前中間連結会計期間および前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報を当中間連結会計期間において用いた事業区分の方法により区分したものを、前連結会計年度の事業の種類別セグメント情報の後に記載している。

		前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)						
	コールチェー ン事業 (百万円)	マテリアルサ ービス事業 (百万円)	総合エンジニ アリング事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)	
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	90,277	58,110	14,252	16,815	179,457	-	179,457	
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	228	845	911	727	2,714	(2,714)	-	
計	90,506	58,956	15,164	17,543	182,171	(2,714)	179,457	
営業費用	75,304	58,723	13,773	16,657	164,459	1,313	165,772	
営業利益	15,201	232	1,391	885	17,712	(4,027)	13,684	

- (注)1.事業区分は事業本部制による事業運営体制に基づく区分である。
 - 2. 各事業の主な製品等

 - (2)マテリアルサービス事業.......石油、建設資材、資源リサイクル
 - (3)総合エンジニアリング事業......化学装置・機器、一般産業用機器、プラント、セラミック
 - (4) その他事業.......建設工事等附帯事業、不動産販売・賃貸、ビルに関する清掃・警備・設備管理、その他
 - 3.営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用は当社の一般管理費であり、金額は4,055百万円である。

(事業区分の変更後)

		前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)						
	石炭・コーク ス関連事業 (百万円)	石油関連事業 (百万円)	総合エンジニ アリング事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)	
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	42,365	24,267	7,955	12,039	86,627	-	86,627	
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	61	376	1,626	670	2,734	(2,734)	-	
計	42,426	24,643	9,581	12,709	89,362	(2,734)	86,627	
営業費用	33,683	24,569	8,907	12,456	79,618	(625)	78,992	
営業利益	8,743	73	674	253	9,744	(2,109)	7,634	

		前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)						
	石炭・コーク ス関連事業 (百万円)	石油関連事業 (百万円)	総合エンジニ アリング事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)	
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	87,764	50,120	16,795	24,775	179,457	-	179,457	
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	151	911	2,486	1,255	4,805	(4,805)	-	
計	87,916	51,032	19,281	26,031	184,262	(4,805)	179,457	
営業費用	73,073	50,923	17,671	24,892	166,560	(787)	165,772	
営業利益	14,843	109	1,609	1,139	17,702	(4,017)	13,684	

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	69,791	16,531	305	86,627	-	86,627
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	5,073	1,607	-	6,680	(6,680)	-
計	74,864	18,138	305	93,308	(6,680)	86,627
営業費用	65,307	18,069	231	83,607	(4,614)	78,992
営業利益	9,557	69	73	9,700	(2,065)	7,634

- (注)1.国または地域の区分は、地理的な近接度によっている。
 - 2. 日本以外の地域に属する主な国または地域

アジア......シンガポール オセアニア.....オーストラリア

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	75,346	14,008	333	89,689	-	89,689
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	2,981	2,671	-	5,652	(5,652)	-
計	78,328	16,679	333	95,342	(5,652)	89,689
営業費用	75,278	16,653	272	92,204	(3,707)	88,497
営業利益	3,049	26	61	3,137	(1,945)	1,191

- (注)1.国または地域の区分は、地理的な近接度によっている。
 - 2. 日本以外の地域に属する主な国または地域

アジア.....シンガポール オセアニア.....オーストラリア

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	146,513	32,217	726	179,457	-	179,457
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	9,250	3,760	-	13,011	(13,011)	-
計	155,763	35,978	726	192,468	(13,011)	179,457
営業費用	138,251	35,893	578	174,723	(8,951)	165,772
営業利益	17,511	84	148	17,744	(4,059)	13,684

- (注)1.国または地域の区分は、地理的な近接度によっている。
 - 2. 日本以外の地域に属する主な国または地域

アジア.....シンガポール オセアニア.....オーストラリア

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

	北米	アジア	区欠州	その他	計
. 海外売上高(百万円)	2,803	10,892	7,234	2,472	23,403
. 連結売上高(百万円)					86,627
. 連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	3.2	12.6	8.3	2.9	27.0

- (注)1.国または地域の区分は、地理的な近接度によっている。
 - 2. 日本以外の地域に属する主な国または地域

北米.....米国

アジア........シンガポール、韓国、インド、台湾、タイ、中国、マレーシア、インドネシア 欧州......イタリア、ドイツ、英国、フランス、デンマーク、ギリシャ、モナコ、オランダ、スイス その他.......ブラジル、オーストラリア

3.海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高である。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	北米	アジア	区欠州	その他	計
. 海外売上高(百万円)	4,268	13,166	2,125	2,123	21,683
. 連結売上高(百万円)					89,689
. 連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	4.7	14.7	2.4	2.4	24.2

- (注)1.国または地域の区分は、地理的な近接度によっている。
 - 2. 日本以外の地域に属する主な国または地域

北米.....米国

アジア.......シンガポール、韓国、インド、台湾、タイ、中国、マレーシア、インドネシア 欧州......イタリア、ドイツ、英国、フランス、デンマーク、ギリシャ、モナコ、オランダ、スイス その他.......ブラジル、オーストラリア

3.海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高である。

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	北米	アジア	区欠州	その他	計
. 海外売上高(百万円)	6,669	25,978	10,085	4,807	47,540
. 連結売上高(百万円)					179,457
. 連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	3.7	14.5	5.6	2.7	26.5

- (注)1.国または地域の区分は、地理的な近接度によっている。
 - 2. 日本以外の地域に属する主な国または地域

北米.....米国

アジア........シンガポール、韓国、インド、台湾、タイ、中国、マレーシア、インドネシア 欧州......イタリア、ドイツ、英国、フランス、デンマーク、ギリシャ、モナコ、オランダ、スイス その他.......ブラジル、オーストラリア

3.海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高である。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期 (自 平成18年4月 ⁷ 至 平成18年9月3	1日	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
1 株当たり純資産額	97.55円	1 株当たり純資産額	4.76円	1 株当たり純資産額	9.06円	
1株当たり中間純損失 金額	20.28円	1株当たり中間純利益 金額	14.13円	1株当たり当期純利益 金額	1.23円	
		潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	7.68円	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	0.60円	
なお、潜在株式調整後14間純利益金額については、 あるものの、1株当たり中間計上されているため記載して	替在株式は 間純損失が					

(注)1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は1株当たり中間純損失金額			
中間(当期)純利益(は中間純 損失) (百万円)	3,217	3,252	224
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利 益(は中間純損失) (百万円)	3,217	3,252	224
期中平均株式数 (株)	158,631,770	230,249,247	182,178,129
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	-	-	-
普通株式増加数 (株)	-	193,409,741	193,409,741
(うち、普通株式転換予約権付 B種優先株式)	(-)	(71,633,237)	(71,633,237)
(うち、普通株式転換予約権付 C種優先株式)	(-)	(121,776,504)	(121,776,504)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	A種優先株式 40,000,000株 B種優先株式 40,000,000株 C種優先株式 68,000,000株 概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式等 の状況 (1)株式の総数 等」に記載のとおりである。		

(重要な後発事象)

(重要な後発事家)				
前中間連結会計期間 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日)	(自 平成	18年	会計期間 4月1日 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	として、当社1009 日本埠頭株式会社 (1)合併の目的 三井西日本埠頭 事業所に隣接し、 クスの原材料ので を行っていた。で 荷揚げから製品の	年10月6日 を 日本	31日を効力発生日子会社である三井西 な合併している。 会社は、当社北九州 当社が製造するコー および製品の積出し 合併により、原料の しまで、コークス製 る業務効率化を図る	
	合併契約書承認取総合	^帝 役会		
	合併契約書締結 	FBV	平成18年8月11日	
	合併登記		平成18年10月1日	
	三井西日本埠頭株 合併比率等 三井西日本埠頭 資子会社であるが 行、資本金の増加 はいずれも行われ (3)合併した相手名	株式会 原株式 にめいよい。 会社の	る吸収合併方式で、 社は解散した。 会社は当社100%出 合併による新株の発 び合併交付金の支払 名称および主な事業 18年3月31日現在)	
	名称	三井百	西日本埠頭株式会社	
	主な事業内容	岸壁	州港安瀬第1~3号 こおける港湾運送事 よび倉庫事業	
	売上高		4,907百万円	
	当期純利益		25百万円	
	資産合計		7,518百万円	
	負債合計		2,973百万円	
	資本合計		4,545百万円	
	至平成18年3 (4)実施する会計処 本合併は、共道	3月31 処理の 通支配	52人 自平成17年4月1日 日)の実績である。 概要 下の取引に該当する すべて消去する予定	

(2) 【その他】 該当事項はない。

2【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

			間会計期間末 17年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
流動資産										
1 現金及び預金	2	4,057			2,985			3,397		
2 受取手形	8	785			2,557			1,154		
3 売掛金		12,491			8,455			10,687		
4 たな卸資産	2	20,140			20,120			20,848		
5 短期貸付金		280			280			280		
6 未収入金	5	810			1,044			838		
7 前渡金		-			881			-		
8 前払費用		122			81			100		
9 繰延税金資産		2,616			3,163			3,015		
10 預け金	2	-			1,560			-		
11 その他		622			621			589		
貸倒引当金		998			347			712		
流動資産合計			40,928	35.7		41,404	29.7		40,199	30.5
固定資産										
1 有形固定資産										
(1)建物	1 2	1,744			1,914			1,713		
(2)構築物	1 2	3,342			3,309			3,091		
(3)機械及び装置	1 2	7,117			21,375			8,074		
(4)土地	2	32,053			45,259			45,534		
(5)建設仮勘定		9,715			-			12,896		
(6)その他	1 2	269	54,242	47.3	4,557	76,416	54.9	284	71,594	54.3
2 無形固定資産										
(1)営業権		5,000			-			4,000		
(2)のれん		-			3,000			-		
(3)その他		470	5,470	4.8	322	3,322	2.4	410	4,410	3.3
3 投資その他の資産										
(1)投資有価証券	2	595			411			415		
(2)関係会社株式	2	6,769			8,931			8,931		
(3)長期貸付金		63,071			56,849			56,551		
(4)繰延税金資産		-			2,388			-		
(5)長期未収入金		13,370			9,938			10,036		
(6)その他	2	2,519			2,394			2,264		
貸倒引当金		72,400	13,926	12.2	62,808	18,106	13.0	62,551	15,648	11.9
固定資産合計			73,639	64.3		97,844	70.3		91,653	69.5
資産合計			114,568	100.0		139,249	100.0		131,852	100.0
							l			

	前中間会計期間末 (平成17年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)			
記番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	万円)	構成比 (%)
8	6,035			3,311			5,896		
	9,567			11,626			8,083		
2	8,563			12,388			6,443		
5	1,983			3,820			3,346		
	160			109			101		
	381			422			464		
	1,788			8,055			8,978		
	1,517			1,486			1,498		
	5,548			6,318			7,065		
		35,545	31.0		47,539	34.1		41,879	31.8
2	52,903			61,478			62,816		
	3,056			3,316			3,201		
	74			-			43		
	2,025			338			456		
	141			110			126	,	
		58,201	50.8		65,244	46.9		66,644	50.5
		93,747	81.8		112,783	81.0		108,523	82.3
		7,000	6.1		-	-		7,000	5.3
	6,845			-			6,845		
		6,845	6.0		-	-		6,845	5.2
	3			-			3		
	6,938			-			9,495		
		6,942	6.1		-	-		9,498	7.2
		109	0.1		-	-		63	0.1
		76	0.1		-	-		78	0.1
		20,821	18.2		-	-		23,329	17.7
		114,568	100.0		-	-		131,852	100.0
	8 2 5	を額(百 8 6,035 9,567 2 8,563 5 1,983 160 381 1,788 1,517 5,548 2 52,903 3,056 74 2,025 141	会議 金額(百万円) 8 6,035 9,567 2 8,563 5 1,983 160 381 1,788 1,517 5,548 2 52,903 3,056 74 2,025 141 58,201 93,747 7,000 6,845 6,845 6,845 1,938 6,938 6,938 6,938	会額(百万円) 構成比 (%) 8 6,035 9,567 2 8,563 5 1,983 160 381 1,788 1,517 5,548 2,025 141 2,025 141 6,845 6,845 6,845 6,938 6,938 6,938 6,938 6,942 6.1 109 0.1 76 0.1 18.2	金額(百万円) 構成比 (%) 金額(百万円) 機成比 (%) 金額(百万円) 機成比 (%) 金額(百万円) 株式 (%) 未成 (%)	金額(百万円)	金額(百万円) 構成比 金額(百万円) 構成比 (%) 8	全額(百万円) 構成比 金額(百万円) 構成比 金額(百万円) 構成比 金額(百万円) 機成比 金額(百万円) 機成比 金額(百万円) 機成比 金額(百万円) 機成比 金額(百万円) 機成比 (%) 金額(百万円) ほう (%) 金額(百万円) は (%) を (%) を (%) を	金額(百万円) 構成比 (%) 金額(百万円) 構成比 (%) 金額(百万円) 機成比 (%) 金額(百万円) 単元 (43

		前中間会計期間末 (平成17年9月30日)			当中間会計期間末 (平成18年 9 月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)
(純資産の部)										
株主資本										
1 資本金			-	-		7,000	5.0		-	-
2 資本剰余金										
(1)資本準備金		-			6,845			-		
(2)その他資本剰余金		-	u.		0			-		
資本剰余金合計			-	-		6,846	4.9		-	-
3 利益剰余金										
(1)利益準備金		-			3			-		
(2)その他利益剰余金										
繰越利益剰余金		-			12,694			-		
利益剰余金合計			-	-		12,697	9.1		-	-
4 自己株式			-	-		80	0.0		-	-
株主資本合計			-	-		26,462	19.0		-] -
評価・換算差額等										
1 その他有価証券評 価差額金			-	-		47	0.0		-	-
2 繰延ヘッジ損益			-	-		44	0.0		-	-
評価・換算差額等合 計			-	-		3	0.0		-	-
純資産合計			-] -		26,466	19.0		-] -
負債純資産合計			-	-		139,249	100.0		-	-

【中間損益計算書】

1 丁川以東田川 五					г					
		(自平)					前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
売上高			63,910	100.0		66,541	100.0		130,014	100.0
売上原価			51,814	81.1		61,249	92.0		108,502	83.5
売上総利益			12,095	18.9		5,292	8.0		21,511	16.5
販売費及び一般管理 費			5,326	8.3		5,088	7.7		10,563	8.1
営業利益			6,769	10.6		203	0.3		10,947	8.4
営業外収益	1		202	0.3		418	0.6		328	0.3
営業外費用	2		615	1.0		956	1.4		2,666	2.1
経常利益(は経 常損失)			6,355	9.9		334	0.5		8,609	6.6
特別利益	3		5,116	8.0		1,392	2.1		7,228	5.6
特別損失	4 5		15,519	24.2		410	0.6		17,715	13.6
税引前中間純利益 (は税引前中間 (当期)純損失)			4,048	6.3		647	1.0		1,877	1.4
法人税、住民税及 び事業税		23			18			36		
法人税等調整額		2,616	2,593	4.1	2,569	2,551	3.8	3,015	2,978	2.3
中間(当期)純利益 (は中間純損 失)			1,454	2.2		3,199	4.8		1,101	0.9
前期繰越利益			8,393			-			8,393	
中間(当期)未処分 利益			6,938			-			9,495	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

		株主資本							
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金	们血制示立	自己株式	株主資本 合計
		員 本平備並	資本剰余金	合計	73.11.1 11.13.12	繰越利益 剰余金	合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	7,000	6,845	-	6,845	3	9,495	9,498	78	23,265
中間会計期間中の変動額									
中間純利益						3,199	3,199		3,199
自己株式の処分			0	0				0	0
自己株式の取得								3	3
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	0	0	-	3,199	3,199	2	3,196
平成18年9月30日 残高 (百万円)	7,000	6,845	0	6,846	3	12,694	12,697	80	26,462

		評価・換算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	63	-	63	23,329
中間会計期間中の変動額				
中間純利益				3,199
自己株式の処分				0
自己株式の取得				3
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	15	44	60	60
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	15	44	60	3,136
平成18年9月30日 残高 (百万円)	47	44	3	26,466

前中間会計期間 平成17年4月1日 平成17年9月30日) 1. 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 満期保有目的債券 償却原価法(定額法) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部資本直入法に より処理し、売却原価は移動平均法 により算定) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法 (2)デリバティブ 時価法 (3)たな卸資産 商品・製品 総平均法(ただし、環境部門、化工機 部門および販売用不動産は個別法、運 輸部門は移動平均法)に基づく原価法 半製品・原材料・貯蔵品 総平均法 (ただし、環境部門および化 工機部門の一部は移動平均法または先

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法 (ただし、運輸部門は定率法) ただし、平成10年4月1日以降に取得 した運輸部門の建物(建物附属設備を除 く)については、定額法を採用してい る。

入先出法、コークス部門および運輸部 門は移動平均法)に基づく原価法

移動平均法(ただし、環境部門および

化工機部門は個別法)に基づく原価法

また、取得価額が10万円以上20万円未 満の減価償却資産については、3年均等 償却としている。

主な耐用年数は次のとおり。

建物及び構築物

15~50年

機械装置及び運搬具 5~13年

(2)無形固定資産

鉱業権は生産高比例法、営業権は商法 施行規則の規定による期間内での均等償 却によっている。また、それ以外の無形 固定資産については定額法によってい る。

なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっている。

当中間会計期間 平成18年4月1日

平成18年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

満期保有目的債券

子会社株式及び関連会社株式

同左

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均 法により算定)

時価のないもの

(2)デリバティブ

同左

(3) たな卸資産

商品・製品

同左

半製品・原材料・貯蔵品

同左

仕掛品

同左

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

同左

(2)無形固定資産

鉱業権は生産高比例法、それ以外の無 形固定資産については定額法によってい

ただし、平成18年4月以前に取得した のれんについては、5年均等償却として いる。

なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっている。

前事業年度 平成17年4月1日

1. 資産の評価基準及び評価方法

平成18年3月31日)

(1)有価証券

満期保有目的の債券

同左

子会社株式及び関連会社株式

同左

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均法によ り算定)

時価のないもの

同左

(2)デリバティブ

同左

(3)たな卸資産

商品・製品

同左

半製品・原材料・貯蔵品

同左

仕掛品

同左

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

同左

(2)無形固定資産

鉱業権は生産高比例法、営業権は商法 施行規則の規定による期間内での均等償 却によっている。また、それ以外の無形 固定資産については定額法によってい る。

なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっている。

	1	
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 . 引当金の計上基準	3 . 引当金の計上基準	3 . 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、	同左	同左
一般債権については貸倒実績率により、	1-3-2	日工
貸倒懸念債権等特定の債権については個		
別に回収可能性を検討して回収不能見込		
額を計上している。	(a) 告日以本	(の骨に引火点
(2)賞与引当金	(2)賞与引当金	(2)賞与引当金
従業員の賞与支給に充てるため、支給	同左	同左
見込額を計上している。		
(3)退職給付引当金	(3)退職給付引当金	(3)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事	同左	従業員の退職給付に備えるため、当事
業年度末における退職給付債務の見込額		業年度末における退職給付債務の見込額
に基づき、当中間会計期間末において発		に基づき計上している。
生していると認められる額を計上してい		なお、会計基準変更時差異(6,833百
ప 。		万円)については、15年による按分額を
なお、会計基準変更時差異(6,833百		費用処理している。
万円)については、15年による按分額を		また、数理計算上の差異は、各事業年
費用処理している。		度の発生時における従業員の平均残存勤
また、数理計算上の差異は、各事業年		務期間(13年)による定額法により按分
度の発生時における従業員の平均残存勤		した額をそれぞれ発生の翌事業年度から
務期間 (13年) による定額法により按分		費用処理することとしている。
した額をそれぞれ発生の翌事業年度から		
費用処理することとしている。		
(4)関係会社整理損失引当金	 (4)関係会社整理損失引当金	(4)関係会社整理損失引当金
関係会社の整理により将来負担するこ	同左	同左
ととなる損失に備えるため、当該損失見	192	19.12
込額を計上している。		
(5)債務保証等損失引当金	 (5)債務保証等損失引当金	 (5)債務保証等損失引当金
関係会社等に対する債務保証等に係る	同左	同左
損失に備えるため、当該損失見込額を計	192	同立
上している。		
-	(C) 理培軟供引业令	(C) 理培教,供引业令
(6)環境整備引当金	(6)環境整備引当金	(6)環境整備引当金
当社の事業用地に係る環境整備費用の	同左	当社の事業用地に係る環境整備費用の
支出に備えるため、当中間会計期間末に		支出に備えるため、当事業年度末におけ
おける当該費用の見込額を計上してい		る当該費用の見込額を計上している。
న .		
4.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	4.外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換 算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為
物為替相場により円貨に換算し、換算差額		替相場により円貨に換算し、換算差額は損
は損益として処理している。		益として処理している。
5.リース取引の処理方法	5 . リース取引の処理方法 ロナ	5.リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると	同左	同左
認められるもの以外のファイナンス・リー		
ス取引については、通常の賃貸借取引に係		
る方法に準じた会計処理によっている。		

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6.ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 為替予約取引および金利キャップ取引	6.ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 為替予約取引、金利キャップ取引およ	6 . ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 同左
については、繰延ヘッジ処理によっている。ただし、為替予約等が付されている 外貨建金銭債権債務等は振当処理を、特例処理の要件を満たす金利キャップ取引 については、特例処理を採用している。	び金利スワップ取引については、繰延へ ッジ処理によっている。ただし、為替予 約等が付されている外貨建金銭債権債務 等は振当処理を、特例処理の要件を満た す金利キャップ取引および金利スワップ 取引については、特例処理を採用してい る。	
(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、金利キャップ取引	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、金利キャップ取引、	(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引 および借入金の支払金利	金利スワップ取引 ヘッジ対象 同左	ヘッジ対象 同左
(3)ヘッジ方針 外貨建取引に係る将来の為替の変動に よるリスク回避および金利変動による金 融負債の損失可能性を減殺する目的で行っている。	(3)ヘッジ方針 同左	(3)ヘッジ方針 同左
(4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手 段の変動額の累計を比較することにより 有効性を判定している。 ただし、為替予約取引等においては、 外貨建による同一金額で同一期日の為替 予約等を振り当てており、その後の為替 変動による相関関係が確保されているた め、その判定をもって有効性の判定としている。特例処理の要件を満たす金利キ ャップ取引については、その判定をもっ て有効性の判定としている。	(4)ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の変動額の累計とヘッジ手 段の変動額の累計を比較することにより 有効性を判定している。 ただし、為替予約取引等においては、 外貨建による同一金額で同一期日の為替 予約等を振り当てており、その後の為替 変動による相関関係が確保されているため、その判定をもって有効性の判定としている。特例処理の要件を満たす金利キャップ取引および金利スワップ取引については、その判定をもって有効性の判定としている。	(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左
7.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1)収益及び費用の計上基準 長期請負工事の収益計上基準 工期1年を超え、かつ、原則として5 億円以上の工事については工事進行基準 を採用している。	7 . その他中間財務諸表作成のための基本と なる重要な事項 (1)収益及び費用の計上基準 長期請負工事の収益計上基準 同左	7.その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項 (1)収益及び費用の計上基準 長期請負工事の収益計上基準 同左
(a) \\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	(a) W # 54 ff a A ±1 kg rm	(a)))/ ## 14 ff a A +1 kn rm

(2)消費税等の会計処理

同左

(2)消費税等の会計処理

(2)消費税等の会計処理

消費税等は税抜方式を採用している。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

11=3x3 5x4 5x11 7x2 7C 7 7 7 C	- C	
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより、税引前中間純損失は2,930百万円増加している。なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号、平成17年12月9日との選挙等の適用指針第8号、平成17年12月9日との適用指針第8号、平成17年12月9日との資本の部の合計に相当する金額は26,510百万円である。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は26,510百万円である。 おお、当中間である。おける中間財務諸表等規則のといては後の中間財務諸表等規則のにより作成している。(企業結合に係る会計基準)(企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第7号、企業に関する場所を設置を対している。(企業は25計基準は、企業会計基準第7号、企業に関する。対別を会計を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。 これにより、税引前当期純損失は3,537百万円増加している。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
(中間貸借対照表)	(中間貸借対照表)
「建設仮勘定」は、前中間会計期間まで、有形固定資産の「その他」に含めて表示していたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記している。 なお、前中間会計期間末の「建設仮勘定」の金額は3,651百万円である。	1.前中間会計期間まで区分掲記していた「建設仮勘定」(当中間会計期間末の残高は4,309百万円)は、重要性がなくなったため、有形固定資産の「その他」に含めて表示することとした。2.前中間会計期間において、「営業権」として掲記されていたものは、当中間会計期間から「のれん」と表示している。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1 . 有形固定資産の減値 2 . 担保に供している資		汁額	1 左形田宁姿产の河				前事業年度末 (平成18年 3 月31日)			
2.担保に供している資	24,218		1 . 有形固定資産の減価償却累計額			1 . 有形固定資産の減価償却累計額				
2 . 担保に供している資		百万円		24,386	百万円	23	,672 百万円			
	産		2.担保に供している	資産		2.担保に供している資産				
		(百万円)			(百万円)		(百万円)			
現金及び預金	821	(-)	現金及び預金	1,125	(-)		388 (-)			
たな卸資産	4,730	(2,651)	たな卸資産	923	(923)	,	022 (1,022)			
建物	859	(616)	預け金	1,560	(-)		030 (1,030)			
構築物	2,134	(1,598)	建物	1,129	(992)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	092 (1,573)			
機械及び装置	5,868	(5,803)	構築物	2,305	(1,678)	•	294 (6,291)			
土地	31,618	(26,732)	機械及び装置	18,840	(7,182)	土地 31,5	515 (30,227)			
有形固定資産 「その他」	76	(76)	土地 有形固定資産	31,431	(30,143)	有形固定資産 「その他」	86 (86)			
投資有価証券	533	(-)	「その他」	84	(84)	投資有価証券	9 (-)			
関係会社株式	5,609	(-)	投資有価証券	8	(-)	計 42,9	941 (40,233)			
投資その他の資 産「その他 」	199	(-)	計	57,408	(41,004)	()内は、財団を組成				
<u>産 その他」</u> 計	EO 4EO	(37,479)	()内は、財団			の金額であり、内数で表	示している。			
()内は、財団を			の金額であり、内	数で表示し	している。					
の金額であり、内数										
同上の債務		(百万円)	同上の債務		(百万円)	同上の債務	(百万円)			
長期借入金(1年 返済分を含む)	F内	55,966	長期借入金(1 返済分を含む)	年内	65,346	長期借入金(1年内 返済分を含む)	55,000			
物上保証として3 入金2,569百万円、(の借入金580百万円 いる。	㈱三井三	池製作所	物上保証として 借入金530百万円、 の借入金104百万F いる。	三井西日	本埠頭(株)	物上保証として㈱三井三池製作所の 借入金530百万円、三井西日本埠頭㈱ の借入金107百万円の担保にも供して いる。				
3 . 偶発債務			3.偶発債務			3.偶発債務				
借入金および手形割 支払保証	引債務等	等に対する	借入金および手形割引債務等に対する 支払保証			借入金および手形割引債務等に対する 支払保証				
200 PT-100		(百万円)	200 PT-1800		(百万円)	7.34 PT-1842	(百万円)			
三井石炭鉱業㈱		10,737	㈱三井三池製作所		2,769	㈱三井三池製作所	2,794			
㈱三井三池製作所		2,870	三井アルミニウム	(株)	1,531	三井アルミニウム㈱	1,570			
三井アルミニウム㈱	ŧ)	1,621	三井西日本埠頭㈱)	1,314	三井西日本埠頭㈱	1,388			
三井西日本埠頭㈱		1,504	ひびき灘開発㈱		1,150	THE BARREL OIL PTE LT	0. 1,259			
その他(15社)		3,861	その他(11社)		1,842	その他(11社)	2,775			
計		20,594	計		8,609	計	9,788			
4 . 受取手形割引高			4.受取手形割引高			4 . 受取手形割引高				
· ··· · · · · · · · · · · · · · · ·	3,534	百万円		-	百万円		,209 百万円			
5 . 消費税等の取扱い 仮払消費税等および 殺のうえ流動負債「オ 示している。			5 . 消費税等の取扱い 仮払消費税等およ 殺のうえ流動資産「 表示している。	び仮受消費	貴税等は相	5 .				

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年 3 月31日)
6.当座貸越契約 当社は運転資金の効率的な ため取引銀行1行と当座貸越 している。 上記契約に基づく当中間会 おける借入未実行残高は次の る。	契約を締結計期間末に	6.当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は運転資金の効率的な運用を行う ため取引銀行17行と当座貸越契約および 貸出コミットメント契約を締結してい る。 上記契約に基づく当中間会計期間末に おける借入未実行残高は次のとおりであ る。	6.当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は運転資金の効率的な運用を行う ため取引銀行17行と貸出コミットメント 契約を締結している。 上記契約に基づく当事業年度末におけ る借入未実行残高は次のとおりである。 (百万円) 貸出コミットメントの総
当座貸越極度額	15,000	(百万円)	質 15,000
借入実行残高	5,500	当座貸越極度額及び貸出 22,500	借入実行残高 5,760
差引額	9,500	コミットメントの総額 ^{22,500} 借入実行残高 8,521	差引額 9,240
7.		差引額 13,979 7.財務制限条項 短期借入金のちち6,615百万円(貸出 13,979 7.財務制限条項 短期借入金のちち6,615百万円(貸出 13,979 7.財務制限条項 短期件入金の長期ででは、 10,200 (1) (2) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	7.財務制限条項 短期借入金5,760百万円(貸出コミットメント契約に基づく借入実行残年内、返済の長期借入金63,500百万円(以下の財務制限条項が付されている。 (1)純資産維持 連結決算の資産維持 連結決算の資本の部別のようででのいまで、本決算にあいて、本決算にあいる。 (2)利益維持 連結決算がよび個別決算において、本決算において、本決算において、本決算において、本決算において、本決算において、本決算において、本決算において、本決算において、本決算において、大きによいの場合は除くのというでは、大きによいでのいて、本決算によがでのいて、ないは、大きによいでのはは、での場合は、大きにより、大きにより、大きにより、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには

(百万円)

229

352

受取手形

支払手形

(中間損益計算書関係)

一 (中间换画间异首因的	• ,				
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1 . 営業外収益の主な内訳		1.営業外収益の主な内訳		1.営業外収益の主な内訳	
	(百万円)		(百万円)		(百万円)
受取利息	59	受取利息	43	受取利息	98
2 . 営業外費用の主な内訳		2 . 営業外費用の主な内訳		2 . 営業外費用の主な内訳	
	(百万円)		(百万円)		(百万円)
支払利息	376	支払利息	763	支払利息	794
3 . 特別利益の主な内訳		3 . 特別利益の主な内訳		3 . 特別利益の主な内訳	
	(百万円)		(百万円)		(百万円)
関係会社貸倒引当金等 取崩益	3,776	関係会社貸倒引当金等 取崩益	580	関係会社貸倒引当金等 取崩益	4,095
		土地売却益	430	土地壳却益	1,086
		貸倒引当金取崩益	353		
4 . 特別損失の主な内訳		4 . 特別損失の主な内訳		4 . 特別損失の主な内訳	
	(百万円)		(百万円)		(百万円)
関係会社貸倒引当金等 繰入額	8,313	減損損失	178	関係会社貸倒引当金等 繰入額	8,168
減損損失	2,930			減損損失	3,537
投資有価証券評価損	1,530				
環境整備費用	1,517				

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

5.減損損失

当中間会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

一			
用途	場所	種類	減損損失 の金額 (百万円)
非事業用 資産	北海道美 唄市他	土地	997
非事業用 資産	福岡県大 牟田市他	土地	1,467
非事業用 資産	福岡県田 川市他	土地	465
	合計		2,930

なお、当社は、事業の種類別セグメントを基礎に、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を単位として 資産をグルーピングしている。また、非事業用資産については、個々の資産単位で区分している。

上記の資産グループについては、利用計画のない不動産の処分を加速化する方針のもと、売却見込額の見直しを行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価額等に基づく処分予定価額により評価している。

5.減損損失

当中間会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

77 7 10 2 7 1 C 1 N 1 X 1 X 2 X 2 C 1 1 1 2 0 7 C 8			
用途	場所	種類	減損損失 の金額 (百万円)
環境関連 事業用資 産	栃木県栃 木市他	機械及び 装置等	43
不動産賃 貸事業用 資産	福岡県大牟田市	土地	75
港湾運送 事業用資 産	福岡県大牟田市	土地	21
非事業用 資産	福岡県田 川市	土地	39
	合計		178

固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

機械及び装置 27 百万円 土地 135 百万円 有形固定資産「その 16 百万円

なお、当社は、事業の種類別セグメントを基礎に、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を単位として 資産をグルーピングしている。また、非事 業用資産については、個々の資産単位で区 分している。

環境関連事業用資産については、事業撤退することとしたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。なお、回収可能価額は、処分見込価額に基づく正味売却価額により測定している。

不動産賃貸事業用資産、港湾運送事業用 資産および非事業用資産については、一部 譲渡予定の資産につき、帳簿価額を回収可 能価額まで減額している。なお、回収可能 価額は、譲渡先との交渉等を勘案した譲渡 見込価額に基づく正味売却価額により測定 している。

6.減価償却実施額

(百万円) 有形固定資産 1,049 無形固定資産 1,056

5.減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

ノにフいて減損技术を引上した。			
用途	場所	種類	減損損失 の金額 (百万円)
非事業用 資産	北海道美 唄市他	土地	997
非事業用 資産	福岡県大 牟田市他	土地	1,467
非事業用 資産	福岡県田 川市他	土地	465
非事業用資産	兵庫県尼 崎市	機械及び 装置、土 地	607
合計 3,53			3,537

固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

機械及び装置 79 百万円 十地 3.458 百万円

なお、当社は、事業の種類別セグメントを基礎に、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を単位として資産をグルーピングしている。また、非事業用資産については、個々の資産単位で区分している。

上記の資産グループについては、利用計画のない不動産等の処分を加速化する方針のもと、売却見込額の見直しを行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価額等に基づく処分予定価額により評価している。

6.減価償却実施額

(百万円) 有形固定資産 511 無形固定資産 1,067

6 . 減価償却実施額

(百万円) 有形固定資産 1,059 無形固定資産 2,131

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株式数(千株)
普通株式(注)	463	12	3	472
合計	463	12	3	472

(注)増加12千株は単元未満株式の買取りによるものであり、減少3千株は単元未満株式の買増し請求に応じたことによるものである。

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)
機械及び 装置	2,520	1,074	1,446
その他	77	32	44
合計	2,597	1,106	1,491

取得価額相当額は、未経過リース料中 間期末残高が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法により算定している。

(2)未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

	(白万円)
1 年内	337
1 年超	1,153
合計	1,491

未経過リース料中間期末残高相当額 は 未経過リース料中間期末残高が有形 固定資産の中間期末残高等に占める割合 が低いため、支払利子込み法により算定 している。

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 171 減価償却費相当額 171

(百万円)

(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっている。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はない。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)
機械及び 装置	2,520	1,396	1,124
その他	77	43	34
合計	2,598	1,439	1,158

同左

(2)未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

	(百万円)
1 年内	314
1 年超	843
合計	1,158

同左

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(百万円) 支払リース料 169 減価償却費相当額 169

(4)減価償却費相当額の算定方法 同左

(減損損失について)

同左

(平成18年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認 められるもの以外のファイナンス・リース取 引(借主側)

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械及び 装置	2,520	1,235	1,285
その他	72	35	36
合計	2,592	1,270	1,322

取得価額相当額は、未経過リース料期 末残高が有形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利子込み法に より算定している。

(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

	(百万円)
1 年内	329
1 年超	992
合計	1,322

未経過リース料期末残高相当額は、未 経過リース料期末残高が有形固定資産の 期末残高等に占める割合が低いため、支 払利子込み法により算定している。

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び減損損失

341

(百万円)

支払リース料 減価償却費相当額 341

(4)減価償却費相当額の算定方法 同左

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間および前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあ るものはない。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
1株当たり純資産額 101.99円	1 株当たり純資産額 2.32円	1株当たり純資産額 15.94円	
1株当たり中間純損失 金額 9.17円	1 株当たり中間純利益 金額 13.89円	1株当たり当期純利益 金額 6.05円	
	潜在株式調整後1株当 7.55円 たり中間純利益金額 7.55円	潜在株式調整後1株当 2.93円 たり当期純利益金額 2.93円	
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式はあるものの、1株当たり中間純損失が計上されているため、記載していない。			

(注)1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は1株当たり中間純損失金額			
中間(当期)純利益(は中間純 損失) (百万円)	1,454	3,199	1,101
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	•	-
普通株式に係る中間(当期)純利 益(は中間純損失) (百万円)	1,454	3,199	1,101
期中平均株式数 (株)	158,631,770	230,249,247	182,178,129
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	-	-	-
普通株式増加数 (株)	-	193,409,741	193,409,741
(うち、普通株式転換予約権付 B種優先株式)	(-)	(71,633,237)	(71,633,237)
(うち、普通株式転換予約権付 C種優先株式)	(-)	(121,776,504)	(121,776,504)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	A種優先株式 40,000,000株 B種優先株式 40,000,000株 C種優先株式 68,000,000株 概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式等 の状況 (1)株式の総数 等」に記載のとおりである。		

(重要な後発事象) 前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 平成17年4月1日 平成18年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 (自 至 平成17年9月30日) 平成18年9月30日) 平成18年3月31日) 子会社の吸収合併について 当社は、平成18年10月1日を効力発生日 として、当社100%出資子会社である三井西 日本埠頭株式会社を吸収合併している。 (1)合併の目的 三井西日本埠頭株式会社は、当社北九州 事業所に隣接し、主に当社が製造するコー クスの原材料の荷揚げおよび製品の積出し を行っていた。今回の合併により、原料の 荷揚げから製品の積出しまで、コークス製 造工程の一元管理による業務効率化を図る ことを目的としている。 (2)合併の要旨 合併の日程 合併契約書承認取締役会 平成18年8月11日 合併契約書締結 平成18年8月11日 合併期日(効力発生日) 平成18年10月1日 合併登記 平成18年10月2日 合併の方法 当社を存続会社とする吸収合併方式で、 三井西日本埠頭株式会社は解散した。 合併比率等 三井西日本埠頭株式会社は当社100%出 資子会社であるため、合併による新株の発 行、資本金の増加および合併交付金の支払 はいずれも行わない。 (3)合併した相手会社の名称および主な事業 の内容、規模(平成18年3月31日現在) 名称 三井西日本埠頭株式会社 主な事業内容 北九州港安瀬第1~3号 岸壁における港湾運送事 業および倉庫事業 売上高 4,907百万円 当期純利益 25百万円 資産合計 7,518百万円 負債合計 2,973百万円 4,545百万円 資本合計 従業員数 : 平成18年3月期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の実績である。 (4)実施する会計処理の概要 本合併は、共通支配下の取引に該当する ため、当社は三井西日本埠頭株式会社の資 産および負債を合併期日の前日に付された 適正な帳簿価額で引継いでいる。 なお、同社から受入れた資産と負債との 差額と、当社が合併直前に保有していた同 社株式の帳簿価額との差額は、抱合せ株式 消滅差益として特別利益に計上し、また、 過去に当社が同社に対して売却した事業用

> 資産の売却益相当額を、固定資産売却益修 正損として特別損失に計上する予定であ

る。

(2) 【その他】

該当事項はない。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第3期)(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日) 平成18年6月29日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

平成17年12月22日

三井鉱山株式会社

代表取締役社長 山保 太郎 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 啓之 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩渕 信夫 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 水野 友裕 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井鉱山株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井鉱山株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成18年12月22日

三井鉱山株式会社

代表取締役社長 山保 太郎 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 啓之 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 平尾 幸一 印 業務執行社員 公認会計士 平尾 幸一 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 水野 友裕 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井鉱山株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井鉱山株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

(セグメント情報)【事業の種類別セグメント情報】(注)4.「事業区分の方法の変更」に記載のとおり、会社は、事業区分を当中間連結会計期間より、従来のコールチェーン、マテリアルサービス、総合エンジニアリングおよびその他事業から石炭・コークス関連、石油関連、総合エンジニアリングおよびその他事業に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成17年12月22日

三井鉱山株式会社

代表取締役社長 山保 太郎 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 啓之 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩渕 信夫 印 業務執行社員 公認会計士 岩渕 信夫 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 水野 友裕 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井鉱山株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井鉱山株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、当中間会計期間から固定資産の 減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成18年12月22日

三井鉱山株式会社

代表取締役社長 山保 太郎 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 啓之 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 平尾 幸一 印 業務執行社員 公認会計士 平尾 幸一 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 水野 友裕 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井鉱山株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井鉱山株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

(重要な後発事象)に記載のとおり、会社は、平成18年10月1日を合併期日として、子会社である三井西日本 埠頭株式会社を吸収合併している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上